

重点要望事項

【要望事項】

1. 小規模事業対策の拡充・強化

(1) 未曾有の経済危機の中、小規模事業対策は、地域経済と雇用を守るセーフティネットとして、十分な予算を確保し安定的に実施されることが不可欠である。

国は、三位一体改革後もさまざまな中小・小規模企業支援対策（事業費に対する補助金交付等）を打ち出してきたが、各事業の実施主体の多くは商工会議所等である。税源委譲により、補助金が各都道府県の裁量で決められることになったが、中小・小規模企業対策の重要性はいささかも変わらない。

商工会議所は、この厳しい状況の下、経営相談や融資斡旋の取り組み等を通じて、中小・小規模企業の経営安定化や雇用の維持を支援するセーフティネット機能を果たしている。

兵庫県においても、商工会議所が地域経済に果たす役割を再認識いただき、相談指導事業をはじめとする経営支援事業を存分に展開できるよう、補助対象職員の人件費（特に経営指導員の設置基準見直しによる定数増、事務局長設置費の要件緩和）や事業費等の小規模事業対策予算を継続的かつ安定的に確保されたい。

なお、地域活力増進事業や労働環境対策事業の運営についても、事業執行に支障のないよう配慮されたい。

(2) 市町の合併した地域では、商工会議所・商工会が旧市町を地区としたままで存続・活動しているので、今後も商工業者への支援・サービスが低下しないよう経営指導員等の配置数の確保及び人件費に配慮されたい。

【回答】

(1) 小規模事業者に対する金融、税務、経営に関する相談・指導を中心とする経営改善普及事業など、地域の総合経済団体として商工会議所が実施する各種事業の重要性は十分認識しており、従来から事業推進に必要な人件費及び事業費を地域経済活性化支援費補助金により支援してきている。

これら商工会議所への支援については、今後とも団体の人的・財政的基盤の強化等に配慮しつつ、団体の広範な事業実施に支障のないよう関係予算の確保に努め、支援していく。

また、地域活力増進事業、労働環境対策事業については、県の予算の成立を前提に、3月に補助対象案件の審査を実施し、早期の事業執行に配慮している。

(2) 市町合併の進展に伴い、商工会議所と商工会が併存する市においては、それぞれが地域の経済団体としての機能を発揮して、小規模事業者の経営改善普及事業に取り組んでいるところであるので、今後とも小規模事業者への支援・サービスが低下しないよう関係予算の確保に努め、支援していく。

【要望事項】

2. 資金繰り支援策の円滑な実施と機動的拡充

(1) 緊急保証制度については、数次の経済対策で順次拡大され、中小・小規模企業の経営安定に一定の効果を挙げている。しかしながら、中小・小規模企業を取り巻く経営環境は依然厳しく、不況の克服には相当長期の時間を要する。

については、緊急保証制度、各種融資制度の更なる拡充や平成22年3月末までとされている緊急保証制度の取扱期間の当面延長をはじめ下記項目について、国に対して強力に働きかけられたい。

①小口零細企業保証制度の保証限度額の拡大(現行 1,250 万円→ 3,000 万円)

②返済猶予や融資種別を問わない複数借入一本化借換による返済負担軽減策の推進

(2) 兵庫県制度融資の金利引き下げ、融資枠の拡大、融資条件の緩和など拡充を図るほか、下記項目の実現に努められたい。

①企業の借入金返済負担を軽減する借換貸付の制度改善

(借換対象に市町制度融資・銀行プロパー融資も含める等)

②兵庫県の独自負担による責任共有制度対象融資の実質的な全部保証の実現

【回答】

(1) ① 小口零細企業保証制度の兵庫県信用保証協会における保証承諾実績は、8,141件、約312億円(平成19年10月1日～22年2月末日、うちH21分2,911件、108億円)と多くの企業に利用されており、小規模企業者への安定的な資金供給を維持し、経営の安定に大きな役割を果たしている。

ただ、平成20年3月時点で、保証残高が1,250万円以上ある小規模企業者(従業員20人以下)は、保証を利用している小規模企業者全体の概ね1/3となっており、これらの企業は小口零細企業保証制度を利用できないことになる。

このため県では、こうした小規模企業者の保証利用状況を踏まえ、既に国に対して小口零細企業保証制度の保証限度額の引き上げを求めているところである。

② 信用保証協会では、資金繰りが困難となった信用保証利用企業から、返済猶予を含む条件変更の要望があった場合には、従来から積極的に条件変更に応じてきた。また、資金繰り円滑化借換保証制度を活用し、複数の保証の一本化にも積極的に応じてきたところである。

さらに、平成21年12月から「条件変更対応保証」が創設されたことにより、金融機関プロパー融資にかかる条件変更についても、信用保証で支援することができるようになった。

県としては、国に対して「中小企業金融円滑化法」を効果的に運用することで、金融機関に対して中小企業への資金供給を積極的に行うよう強力に指導することを求めているところである。

(2) ① 借換貸付については、一昨年度の経済危機に対応する中で、中小企業者の利

便性を高めるため、融資限度額の引上げ（5000万円→1億円）や、融資期間の延長（7年→10年）などの措置を講じてきた。

借換元の資金については、借換貸付が原則として、県制度融資の利用者の資金繰りの円滑化を図るものである点に鑑み、原則として県制度融資である必要があるものと考えているが、県制度融資と一般保証付融資とを併用している方の利便性を考慮し、平成18年度から、2割以上返済しているなど一定の要件のもとで、一般保証付融資を併せた借換を認めているところである。

なお、市町制度融資・銀行プロパー融資に係る返済負担の軽減については、金融円滑化法の趣旨をも踏まえ、当該市町及び各銀行等において手当がなされるべきものと考えている。

- ② 責任共有対象外である緊急保証制度について、取扱期間が1年間延長されるとともに、平成22年2月から原則業種要件が撤廃され、また、売上減少の比較を2年前とも行えるようになるなど、使い勝手が向上している。これにより、現在資金繰りに困難を感じている中小企業者のほとんどが、同保証によりカバーされるようになったと認識している。

なお、責任共有となる資金にかかる県から金融機関への直接損失補償制度については引き続き関係機関と調整中であるが、いまだ解決する必要がある課題が残っている。

【要望事項】

3. 高速道路ネットワークの整備

道路は地域の産業・経済を支える最も基本的な社会基盤であり、張り巡らされたネットワークが完成して初めて、十分な機能を発揮することが可能となる。

現在、大阪湾岸地域を中心に高速道路の未整備区間が多数存在し、地域の経済活動に著しい損失を及ぼしている。これらミッシングリンクの早期解消に向け、道路整備に係る十分な予算の確保など、所要の措置を講じられたい。

- (1) 大阪湾岸道路は、スーパー中樞港湾・阪神港や関西国際空港等の物流拠点と、パネルベイをはじめとする世界に誇る先端技術産業の集積地域を有機的に結ぶ道路であり、地域経済の活性化、さらには国際競争力強化の観点から必要不可欠な道路である。しかしながら、西伸部（六甲アイランド～名谷 JCT）が未整備で、ミッシングリンクとなっており、周辺道路に慢性的な渋滞を招き、地域の経済活動の妨げとなっている。については、本年3月に都市計画決定された「六甲アイランド～駒ヶ林南間」の平成22年度事業化に向けて取り組まれるとともに、必要な財源について所要の措置を講じられたい。
- (2) 名神湾岸連絡線は、神戸・阪神地域の慢性的な交通渋滞を解消し、国道43号沿道の抜本的な環境改善を図るとともに、名神高速道路とスーパー中樞港湾・阪神港の直結、さらには関西3空港の連携強化を図る道路であり、早期事業化に向けて取り組まれたい。
- (3) 播磨臨海地域道路は、国道2号姫路・加古川バイパスの慢性的な交通渋滞を解消するとともに、神戸西バイパスや阪神高速道路網と一体となり、兵庫県のみならず

関西・中国・四国にも及ぶ広域的な経済効果をもたらす道路であり、早期事業化に向けて取り組まれない。

【回答】

- (1) 大阪湾岸道路西伸部は、神戸・阪神地域の慢性的な交通渋滞を解消し、国道43号沿道の抜本的な環境改善を図るとともに、国際物流基幹ネットワークとしてスーパー中枢港湾・阪神港や関西国際空港等の物流拠点と大阪湾ベイエリアの産業集積地域の有機的連携を図る道路である。

大阪湾岸道路全線約80kmのうち、西伸部（六甲アイランド～名谷JCT）20.9kmのみが未整備であり、早期整備が必要である。

平成21年3月に六甲アイランド～駒ヶ林南間が都市計画決定され、全線が都市計画決定済となっている。

県としては、直轄事業と阪神高速有料事業の合併施行による平成22年度事業化、直轄事業については新直轄事業のような国費率の高い方式を国に要望してきたが、平成22年度政府予算案において、道路については原則として新規事業は行わないとの方針が示されたところである。引き続き、神戸市や経済界との連携を図りながら、早期事業化を国に強く働きかけていく。

- (2) 名神湾岸連絡線は、国道43号や阪神高速神戸線に集中している交通を湾岸線に転換させることにより、国道43号等の沿道環境の改善や交通の円滑化を図るとともに、名神高速道路とスーパー中枢港湾・阪神港との直結により国際物流基幹ネットワークを形成する路線である。加えて、関西国際空港と大阪国際空港を約1時間で結び関西3空港の連携強化を図るなど整備効果が多岐にわたる重要路線であることから、早期整備が必要である。

さらに、阪神高速神戸線と湾岸線の間は直線距離で約2kmと短く、事業期間が短時間で済むと考えられ、整備効果の早期発現も期待される。

このようなことから、昨年12月の国の予算編成の際、また、去る2月10日には地元西宮市とともに、政府等に早期整備を要望するなど、あらゆる機会をとらえ、国への働きかけを行っている。

今後とも、地元市や経済界との連携を図りながら、高速道路網のミッシングリンク解消に向け、国にパブリック・インボルブメントの着手を強く求めるとともに、その実施に際しては、国に積極的に協力するなど、早期事業化に向けて取り組む。

- (3) 播磨臨海地域道路は、1日に10万台以上もの交通が集中する国道2号バイパスや周辺道路の慢性的な渋滞を解消し、安全性の向上や沿道環境の改善、物流拠点間の連携強化、更には、地域間交流の促進に資する重要な幹線道路である。

このため、県では、平成18年度から概略設計、区間別優先順位の検討、コスト縮減を図るルート・構造及びアクセス道路の検討を行っている。

また、昨年12月の国の予算編成の際、さらに去る2月10日には地元市町とともに、政府等に早期整備を要望するなど、あらゆる機会をとらえ、国への働きかけを行っている。

今後とも、地元市町や経済界との連携を図りながら、高速道路網のミッシングリンク解消に向け、国にパブリック・インボルブメントの着手を強く求めるとともに、その実施に際しては国に積極的に協力するなど、早期事業化に向けて取り組んでい

く。

個別要望事項

【要望事項】

1. 中小企業対策の推進

(1) 公共工事予算の拡大並びに地元優先発注の徹底と入札制度の改善

- ① 内需中心の景気回復と地域経済の下支えのため、道路など経済誘発効果の高い社会基盤整備や災害に強い県土づくりなど真に必要な公共事業については、予算規模や発注機会の維持・拡大に努められたい。
- ② 産業として裾野が広く、地域における雇用の担い手でもある地元建設関連事業者に対し、公共事業の優先発注並びに分離・分割発注や特定JV等による参入機会の確保について最大限の配慮をされたい。
- ③ 入札制度においては、ダンピング受注など工事品質の低下を防止し、良質な社会基盤を整備する観点から、最低制限価格の引き上げなどを図られたい。

【回答】

1. 中小企業対策の推進

(1) 公共工事予算の拡大並びに地元優先発注の徹底と入札制度の改善

- ① 国の公共事業が大幅に抑制されるなど、厳しい財政状況下において、平成22年度当初予算での投資的経費は、台風9号災害関連事業費の確保、地方交付税において措置された雇用対策・地域資源活用臨時特例費の活用に加え、21年度国2次補正における地域活性化・きめ細かな臨時交付金の活用などにより、21年度2月補正予算と合わせた14ヶ月予算として前年度当初並の2,158億円を確保した。
あわせて、橋梁・舗装の修繕、小規模林道などきめ細かな地域対策とともに、債務負担行為を活用した前倒し発注により年度始めの工事の空白期間を解消し、県内中小企業の受注機会の確保を図り、有効需要の創出にも努める。
- ② 県が発注する公共工事においては、官公需法の趣旨に基づき、可能な限り分離・分割発注を行うとともに、指名競争入札はもとより、制限付一般競争入札において、県内や地元限定した所在地要件を設定している。
さらに、平成22年4月から「県内業者の特例範囲の適用要件」に社会貢献評価点を設定するなど、技術・社会貢献制度の一層の活用を図り、地元建設企業の育成、受注機会の確保に努めている。
厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、平成21年度は工事の分離・分割発注等に着実に取り組んできたところであるが、地元建設企業の受注機会を確保するため、平成22年度においても、引き続き工事の分離・分割発注に取り組むとともに、年度当初の工事発注の空白期間の解消に向け、債務負担行為の活用による22年度工事の前倒し発注を行う。
- ③ 平成22年度の入札・契約制度の改善にあたっては、ダンピング受注を防ぎ、工事

の品質確保を図るため、最低制限価格、調査基準価格及び調査最低制限価格を引き上げる。(平成22年4月から最低制限価格等を中央公契連モデルまで引き上げ)

【要望事項】

1. 中小企業対策の推進

(2) 中小企業の雇用安定への支援

- ① 厳しい経営環境が続く中、中小企業をはじめとする県内各企業は一段の経営効率化と同時に、雇用維持に向けた努力を重ねている。については、雇用安定のための各種助成金の拡充を国に引き続き働き掛けるとともに、関係機関と連携して一層の制度活用を促し、雇用の安定に尽くされたい。
- ② 雇用環境が悪化する一方、この機を捉えて有能な人材を確保したいとの意向を持つ中小企業も少なくない。については、商工会議所や関係機関との連携による面接会の開催など、雇用機会の創出や人材確保に係る中小企業への支援に努められたい。
- ③ 国では、雇用安定の基本方針の下、労働者派遣法の抜本的見直しや最低賃金の大幅な引き上げを目指している。しかしながら、一律の規制強化や極端な人件費負担増は、企業の競争力を削ぎ、地元産業界にも大打撃を与える恐れがある。については、地域産業の実情を正しく捉え、国に対して慎重な検討を求められたい。

【回答】

(2) 中小企業の雇用安定への支援

- ① 本県では、雇用調整助成金について新型インフルエンザ流行時に要件緩和や遡及適用による風評被害への緊急対応を要請したほか、非正規労働者の雇用維持を目的とした雇用維持奨励金の拡充を求めるなど、機会を捉えて助成制度の拡充を国に要望しており、今後も必要に応じて、国への働きかけを行っていく。
また、兵庫労働局や経営者団体、労働者団体など関係機関と連携し、引き続き制度の周知や活用促進を図っていきたい。
- ② 景気の影響により雇用情勢が悪化しているが、一方で技術職や技能職などものづくり企業の基幹を担う中堅的な人材確保は、依然困難な状況が続いている。
このため、関西圏の理工系学部のある大学において、兵庫県の中小企業と学生が直接接する企業説明会を開催する。
また、若年労働力の域外流出などにより労働力が相対的に不足している但馬・丹波・淡路の各地域においては、地域定着やUターン促進、企業見学会、説明・面接会などを商工会議所、ハローワーク等との連携により開催し、人材確保を支援する。
さらに、不安定就労の状況にある若者を正規雇用へと誘導する、面接会や新規学卒者を対象とした企業説明会を商工会議所など経営者団体、ハローワークと共同で開催するなど、今後も中小企業の人材確保の支援に取り組む。
- ③ 労働者派遣法については、国の労働政策審議会において公労使三者による合意を得て、登録型派遣の原則禁止、常用型を除いた製造業派遣の禁止、日雇い型派遣の

原則禁止、違反時の直接雇用みなし規定などからなる改正法案が、今国会に提出される見込みであり、その審議状況を注視していきたい。

また、登録型派遣の原則禁止や常用型を除いた製造業派遣の禁止については、3～5年の猶予期間が設けられる見込みであるが、改正法施行後に現場において新たな問題が生じた場合は、必要に応じ派遣法の見直しなどを国に対して働きかけていく。

また、最低賃金の額は、労働者の生計費及び賃金並びに事業の支払能力を考慮して定めることとされており、生活保護以下の収入しか得られないワーキングプアの解消を目指し、最低賃金が生活保護水準を下回らないよう生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

兵庫県内の最低賃金については、国の機関である兵庫労働局が兵庫地方最低賃金審議会からの答申を受けて決定しており、全ての業種に適用される最低賃金として、平成21年10月8日から平成20年度より9円引き上げられ時間額721円となっている。兵庫県最低賃金は、平成元年には502円、10年前の平成11年には666円と徐々に引き上げられてきたところである。

一方、民主党のマニフェストには、「最低賃金の全国平均1,000円の実現」とあるが、最低賃金の大幅な引き上げによって企業負担が増加すれば、雇用確保が困難となって失業者の増加につながる懸念もあることから、県としても、一定の期間をかけて段階的な引き上げをめざすべきと考えており、今後の国の対応を注視していきたい。

【要望事項】

1. 中小企業対策の推進

(3) 中小企業のIT化支援

中小企業におけるIT化を促進するため、人材の育成やIT関連機器導入、システム開発等を対象とした助成措置を拡充するとともに、ITを活用した新たな事業分野の開拓による新事業開発への支援を図られたい。

【回答】

(3) 中小企業のIT化支援

中小企業のIT導入やIT活用を支援するため、個々の中小企業の経営に即したIT化ニーズに対応した専門家による指導助言、新事業開発への取り組みの支援などに努める。

【要望事項】

1. 中小企業対策の推進

(4) 大規模災害等事前対策への支援

- ① 都市直下型地震などの大規模災害に備え、建物の耐震強度向上のための改修・補強が必要となるが、厳しい経営環境の中、中小企業にはその余裕がなく対応が遅れているのが現状であり、各種補助制度や税制面での優遇措置の拡充等を講じられたい。

- ② 大規模災害や新型インフルエンザなどに適切に対処するためにも、中小企業へのBCP（緊急時企業継続計画）の普及、BCPに対応する企業体制の整備等を行うための諸施策を講じ、企業の取り組みに対するインセンティブの構築を図るなど中小企業に向けた各種助成制度を創設されるとともに、商工会議所等が行う普及啓発セミナーの開催への十分な予算措置を講じられたい。

【回答】

（４）大規模災害等事前対策への支援

- ① 耐震基準を満たさない民間建築物の耐震化を促進するため、住宅や災害時の拠点となる学校、病院、福祉施設の耐震化に重点を置いて耐震診断や耐震改修工事にかかる費用の一部を補助している。なお、日本政策金融公庫（政府系金融機関）が中小企業向けに耐震改修に対する低利融資を行っているので活用を検討頂きたい。
- ② 県では、企業の経済活動の復旧・復興が地域の雇用確保や産業振興にとって重要であることから、企業がBCPを作成することは極めて重要なことと認識している。現在、関係団体が実施する企業のBCP策定支援の講習会・研修会等に対し財政的な側面から支援しており、今後とも、中小企業のBCPの普及を図るため、BCP導入時のインセンティブを高める施策や策定支援の方向性等について検討していきたい。

【要望事項】

2. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

（１）商店街等の活性化支援

- ① 厳しい経営環境に直面する市場・商店街の活性化に向け、地域商業者のニーズに沿った中小商業活性化関連事業や空き店舗対策事業への支援強化に努められたい。また、各種助成事業が効果的に活用されるよう、資金使途や申請時期などの運用改善を図るとともに補助率や補助限度額の引き上げを検討されたい。
- ② 安全・安心な環境を整備するための防犯カメラの設置や自転車の乗り入れを規制する告知看板や路面標示の施工などハード面での助成制度を検討されたい。
- ③ 商店街における環境問題への取り組みに対する支援のため、LEDなどの省エネ街路灯の設置に対する補助制度を創設されたい。
- ④ 商店街・小売市場の活性化と意識改革のきっかけづくりを図るため、やる気のある商店街だけでなくNPOはじめ任意の異業種交流グループなど、支援対象を拡大し、より重点的な支援を行われたい。また、小売商業の次世代のリーダーを育成するため、若手商業者の取り組みや大学との連携等に対して、引き続き積極的に支援されたい。

【回答】

（１）商店街等の活性化支援

- ① 商店街等は大型店との競合、都市機能の郊外移転、市街地人口の減少等から、まちの衰退とともに空洞化が進んでおり、地域ごと、商店街ごとの格差も拡大している。

こうしたことから、商店街等の活性化は、まちの再生とともに推進していくことが重要と考える。そのため、兵庫県では、商店街等が直面するそれぞれの課題に応じた多様な活性対策を講じ、支援強化を図ることとしている。

具体的には、にぎわいの回復や商業集積の再生を目指す商店街等については、専門家を派遣して、新たな展開に向けた事業計画の策定から、事業実施までをきめ細かく支援し、シースルーシャッターの設置など商店街等のイメージ向上対策やコミュニティ機能を強化する。また、空き店舗への新規出店などを進め、商店街と個店の魅力アップを図る。また、衰退や空洞化の兆しが見える商店街等については、まちづくりの観点から、空き店舗や空き地を活用した商業施設の整備や、老朽アーケードの撤去等を支援し、まちの再生を促進する。

また、各種助成事業の効果的運用を図るため、「商店街新規出店・開業等支援事業」の新規出店支援事業については補助期間を2年とし、地域交流促進等施設設置・運営支援事業については補助期間を2年から3年に拡充、商店街活性化事業（先導的活性化事業）についても、補助期間を2年ないし3年としているなど、複数年にわたる事業に対応している。

なお、申請時期についても、イベント等において早期事業実施が必要な事業については、前倒しで募集を行っているほか、募集締切後でも、予算の範囲内で随時受付を行うなど柔軟な対応に務めている。

- ②・③ 防犯カメラの設置や自転車の乗り入れを規制する告知看板、路面標示の施工などハード面での助成制度及びLEDなどの省エネ街路灯の設置に対する補助制度については、すでに国の補助制度で実施されているため、ご活用いただきたい。
- ④ 従来より商店街活性化事業（先導的活性化事業）により、地域に根ざした団体や市町と連携し先導的な複数の取り組みを行う商店街等に対して重点的に支援を行ってきたところである。

また、商店街等において子育て支援や高齢者交流スペースの施設等を設置し、コミュニティ機能の強化を図る事業については、商店街新規出店・開業等支援事業のうち地域交流促進等活性化支援事業において、商店街のみならず、NPOや任意の商業者が含まれるグループをも補助対象とし、幅広い取り組みができるよう支援を行っている。

これらの事業の実施過程において、若手商業者による商店街活動の活発化、大学等との連携などの事例が見られるところであり、今後とも、こういった取り組みに対して支援を継続してまいりたい。

【要望事項】

2. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

(2) 中心市街地活性化対策

- ① 中心市街地活性化法による取り組みを効果的に進めるため、事業推進の中心となる中心市街地活性化協議会への運営補助、兵庫県による市町への支援強化及び市町等行政内部における体制整備等に引き続き取り組まれない。
- ② 中心市街地活性化法において、大型店などの事業者が社会的責任を果たすよう責務規定が設けられたが、これを実効性のあるものとするために、兵庫県として「事業者と地域の連携・協働のためのガイドライン（仮称）」を制定し、地域のまちづく

り団体への加入や行事・イベントなどへの参画、未成年者非行防止への対応などについて、指導・監督、フォローアップを行われたい。

- ③ 「コンパクトなまちづくり」実現のための街なか居住を促進するため、都心部に公営の高齢者対象マンションや公的医療機関等を整備するなど、施設配置の検討や施策の実施について主導的な役割を果たされたい。
- ④ 中心市街地と交通不便地域を結ぶ公共交通機関を充実させるため、コミュニティバスの運行についての助成策の拡充を検討されたい。

【回答】

(2) 中心市街地活性化対策

- ① 中心市街地活性化基本計画の策定や事業推進の中心となるべき中心市街地活性化協議会への支援については、国の「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金」制度による協議会事務局への支援措置がなされているほか、県では県民局まちづくり担当等が市町の要請に応じて協議会に参画し、庁内関係各課室と連携のもと必要な情報提供や助言を行なうなど、基本計画の作成を支援している。

また、県・関係市町で構成する都心活性化協議会において、中心市街地活性化基本計画の広域的な課題や大規模な集客施設の立地誘導方策等の協議・調整を行っており、そのなかで市町の取り組みを促している。

さらに、市町、TMO及び地域住民等のパートナーシップのもと、中心市街地活性化の取り組みが推進されるよう先進事例や支援制度に関する情報提供を行うとともに、市町のまちづくり、商工両部局が参加する中心市街地まちづくり推進協議会による情報交換等を引き続き行うことで、市町内での横断的情報共有を含めた取り組みを促している。

- ② 県では、大規模集客施設の出店に際し、計画段階から事業者と県や市町、関係行政機関が協議・調整を行うための「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」に基づき、「大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合」についても協議・調整している。

この「県のまちづくりに関する計画」には、広域的な観点から大規模な集客施設の立地誘導・抑制の方針や商業ゾーンを定めた「広域土地利用プログラム」も含まれており、これにより適切な立地誘導を図っている。

また、特に大規模な集客施設等が出店する場合には、同条例による協議・調整の際に、まちづくりの観点から地域との連携方策について検討するよう、事業者に働きかけている。

- ③ 人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化や中心市街地の衰退などまちづくりの新たな状況等に対応するため、市町のまちづくり計画策定や施策実施等の指針として平成19年7月に「まちづくり基本方針」を改訂した。

「コンパクトなまちづくり」については、都市施設や居住施設等の集約化を基本とした都市機能の再編の考え方を示したところであるが、個別の市街地、地域の特性や状況を的確に把握し目標を見極めながら各種のまちづくり施策が実施されるよう、引き続き周知していく。

- ④ 各市町域内の生活交通の維持確保は、基本的には、地元市町の責任で行うべきも

のと考えているが、高齢化の進展に伴って県民の足としてのコミュニティバスの重要性・必要性が高まりつつあるという状況を踏まえ、市町が主体となって各市町域内を運行するコミュニティバスの運行費に対して、平成16年度から補助を行っている。

また、地域住民が主体となって運行する市町有償運送やNPO等が運行する過疎地有償運送によるコミュニティバスについても、初期費用に対して、平成20年度から補助を行っている。

【要望事項】

3. ものづくり産業の振興・地場産業の活性化

(1) 新商品開発・産学連携等への支援

- ① 工業技術センターの技術相談や技術高度化の支援機能の強化を図り、自立・自助努力型の中小企業に対する技術支援策を拡充するとともに、企業ニーズと技術シーズのマッチングを促進されたい。また、工業技術センターの高機能建て替えに伴い統合廃止される機械金属工業技術支援センターは、東・北播磨地域でのものづくり拠点として金物産業をはじめとする地域機械金属産業に利用されてきたものであることから、その統合廃止後にはデザイン・技術アドバイザーなどの人材支援を行うなど配慮されたい。
- ② ものづくり産業における技術革新への対応や技術・技能の承継が課題となる中、平成23年度の開校に向け「ものづくり大学校」の整備が進んでいるが、教育内容については中小企業向けに実技指導を取り入れるとともに、若者がものづくりの大切さを認識できるような運営を検討されたい。
- ③ 商工会議所等が地元大学や民間企業の研究機関・研究開発部門と産学連携事業として実施する技術シーズセミナーやものづくりスクール、新商品開発研究会等の取り組みに対して、継続的な支援と助成措置を講じられたい。
- ④ ものづくり産業の販路拡大を図るため、取引情報の収集・発信に努めるとともに、商工会議所等が実施する商談会・ビジネス交流会などの事業への支援を強化されたい。

【回答】

(1) 新商品開発・産学連携等への支援

- ① 総合相談窓口（ハローテクノ）による技術相談や企業への集中訪問、中小企業ニーズ調査等により中小企業の的確なニーズと技術シーズを汲み上げるとともに、蓄積されたデータ分析を行い、企業ニーズに直結した技術開発をブラッシュアップしながら、第二創業・新分野進出に結びつける成果志向型の研究開発の展開を進める。

また、県内技術支援機関の拠点として、中小企業の技術の駆け込み寺として、高度なニーズに対応できる先端研究開発機器や産学連携・交流機能を有する開放型の研究開発施設として機能強化を図ることとしており、新研究棟の平成24年度供用

開始を目指して建設工事に着手する。

三木金物産業等の支援については、三木市が中心となり設置する検討会に参画し、三木金物の活性化につながる新たな市場の開拓などの振興策や機械金属工業技術センター廃止後の技術支援方策を検討する。

- ② ものづくり人材の不足や技術・技能の継承の危機に対応するため、①技術・技能の継承やものづくり現場を支える人材の育成・確保・供給を図る機能と、②ものづくりの体験・学習を通して子供達の理解と意識を高める機能を併せ持つ拠点として整備を進めている「ものづくり大学校（仮称）」については、平成23年度の供用開始に向けて平成21年度から建築工事に着手し、本年秋頃に建物を完成させ、訓練用機器等を整備した上で平成23年4月に開校する運びとなっている。

また、小中学生向けに本格的なものづくり体験の場を提供する体験施設を平成24年度の供用開始を目指すこととしている。

こうした中、県では、現在、ものづくり大学校(仮称)のソフト先行事業として、中小企業の在職者の技能の向上、技術の継承のための「高度技能者養成事業」などの在職者訓練を実施しているほか、青少年の技能尊重の機運醸成のための、「未来の匠育成事業」や、「ひょうごの匠キャラバン隊」、「ひょうごの技体験講座」などの事業を実施しており、これらのノウハウを、ものづくり大学校(仮称)の運営に活かせるよう、教育委員会、技能士団体等の関係者と、今後検討を深めていく。

- ③ 工業技術センターのシーズ等を紹介する移動工業技術センターを商工会議所や大学等と連携しながら実施するとともに、各地の商工会議所等が行う研究会等の取り組みに対しても、引き続き支援を行っていく。

- ④ 現在、(財)ひょうご産業活性化センターの「ビジネスプラザひょうご」を、商談会・セミナー会場や企業間の交流の場として幅広く活用いただいている。

当センターにおいては、県内中小企業の取引機会の拡大を図るため、県内外メーカーや専門商社との商談会を開催して取引情報を提供しているほか、県内外の発注企業に対する発注ニーズ調査、企業訪問で得た発注企業情報をもとに取引情報の収集提供にあたっている。

今後とも、県内中小企業の販路拡大を図るため、商談会や企業訪問等による取引情報の収集提供に努めるとともに、商工会議所等が実施する商談会・ビジネス交流会事業への支援を行っていく。

【要望事項】

3. ものづくり産業の振興・地場産業の活性化

(2) 地場産業の振興と関係機関への支援

- ① 兵庫県下の地場産業をはじめとする生活文化産業全般の振興を図る中核組織として、兵庫県・神戸市・地元経済界が設立した(財)神戸ファッション協会への支援を一層拡充・強化されたい。特に、同協会が取り組んでいる地場産業と地元セレクトショップ等との連携によるアンテナショップ事業や大手小売店とのビジネスマッチング事業、地場製品の展示PR事業等についての支援を拡充するとともに、将来

の地場産業の発展を担う若いクリエイター等のネットワーク化などその活動を積極的に支援されたい。

- ② 西宮・神戸の清酒、神戸のケミカルシューズ、加古川の靴下や国包建具、三木の利器工匠具、小野のそろばん、西脇の播州織や釣針、龍野の醤油や手延素麺や皮革、豊岡の鞆など県下の地場産業の活性化、産地のブランド化を推進するため、新製品開発やブランドプロモーション活動に対する支援策を拡充・強化されたい。
- ③ (財)北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関、日本ケミカルシューズ工業組合や灘五郷酒造組合等業界団体への支援の継続・拡充を図るとともに、三木金物まつり、西宮酒ぐらルネサンス、たつの市皮革まつりなど各地の産業振興事業に対する支援を拡充されたい。また、県民への啓発など地産地消の促進にも取り組まれたい。

【回答】

(2) 地場産業の振興と関係機関への支援

- ① (財)神戸ファッション協会は、県下の生活文化産業の振興を図るため、生活文化や生活文化産業に関する諸事業を行い、生活文化の向上と地域経済の活性化に寄与しており、県・神戸市をはじめ県下14産地組合が出資している。

今後も(財)神戸ファッション協会が実施する産地企業と有力セレクトショップの連携により大都市で行う情報発信や販売活動などの取り組みや大手流通業者とのマッチング事業に対し支援を行うこととしている。

- ② 県下の地場産業は、これまで地域経済の発展に大きく貢献してきたが、近年の消費者ニーズの多様化や海外製品との競合、マーケティング力の不足等により、厳しい状況が続いている。

このため県では、産地企業等が取り組む新製品開発、販路開拓や地域団体商標制度の登録を受けた産地組合が実施する顧客指向型のビジネスモデルの構築、海外での拠点づくりや販路開拓などへの取り組みに対する支援のほか、産地共通の技術的課題解決に向けた高付加価値製品開発等の新たな取り組みに対して支援を行い、産地のブランド力強化と地場産業の高度化を推進していくこととしている。

- ③ 県では、産地組合が行う都市圏での展示会の開催や見本市への参加に対する支援のほか、業界団体が一堂に会する全国規模の展示会出展事業への支援を通じて、県内地場産業を広く内外にPRし、新たな販路開拓を図っている。

(財)神戸ファッション協会、(財)西播磨地域地場産業振興センター、(財)但馬地域地場産業振興センターが実施する地場産業総合振興事業では、地場産業の製作体験や展示、販売を通じて、県内地場産業を広く内外にPRし、地産地消を促進する事業を推進していくこととしている。

【要望事項】

4. 新産業の創造・誘致

(1) 創業・経営革新・第二創業に対する支援強化

- ① 地域産業の活性化や雇用の創出に貢献する新規創業を強力に支援するため、「創業

塾」をはじめインキュベーション施設などの創業助成事業の拡充や、創業時の資金調達が円滑に行われるよう融資制度の拡充を図られたい。

- ② 経営革新や経営力向上に取り組む事業者の金融・財務面や販路開拓などに対する支援を拡充・強化されたい。
- ③ 起業家・ベンチャー企業の支援を目的に商工会議所等が実施するセミナーや相談事業等に対する支援策を強化されたい。

【回答】

(1) 創業・経営革新・第二創業に対する支援強化

- ① 県では、創業時や経営革新・第二創業に対する支援として、金融面では新規開業貸付、第二創業貸付、経営革新貸付の制度融資等を引き続き実施するとともに、平成22年度は設備投資や新事業展開への支援として既存メニューを見直し、「設備投資促進貸付」や「新技術・新事業創造貸付」を新設するなど、融資制度の拡充を図る。
- ② 多様化、専門化する中小企業の経営課題に対応するため、①経営相談や金融相談などの相談窓口の開設、②中小企業診断士等の専門家派遣、③民間出身経験者の総括コーディネーター等による総合コンサルティング、④企業間連携促進事業など(財)ひょうご産業活性化センターが持つ経営戦略支援ツールを総合的に活用した支援を継続実施するとともに、平成22年度は(財)ひょうご産業活性化センターに技術経営能力のある専門家チームを設置し、製品開発前の企画段階からマーケットニーズを把握、その結果を踏まえた試作品開発指導、受注獲得までを複数の専門家が集中的にアドバイスを行う「新製品開発専門家派遣事業」をモデル的に実施する。
また、販路開拓については、企業OBや専門家を販路開拓ナビゲーターとして登録し、中小企業の新商品・サービスの販路開拓を支援する「販路開拓トータルサポート事業」により、中小企業の販路開拓を支援していく。
- ③ また、商工会議所等が起業家やベンチャー企業の支援のために実施するセミナーや相談事業に対しては、引き続き支援をしていく。

【要望事項】

4. 新産業の創造・誘致

(2) 内外企業・工場の誘致促進

- ① 兵庫県の工場立地件数は好調に推移しているが、さらに県内立地を促進するため、産業集積条例に基づく指定地区への進出企業に対する不動産取得税の軽減や新規地元雇用や設備投資に対する補助金、低利融資等の優遇措置をさらに拡充されたい。
- ② 製造業の新たな事業展開・拡大の妨げとなっている「工場立地法」の緑地面積規制に関し、既存立地企業の新規投資誘発、新規企業誘致の観点から、緑地面積率の緩和を規定する企業立地促進法の地域準則を定める自治体の条例の制定に向けて支援されるとともに、地域での総量を勘案した緑地の規制を検討する等「飛び緑地」の認定基準の緩和に向け国等関係先に対し積極的に働きかけられたい。

また、工場立地法の対象外である中小規模の工場で、工場の新增設を行いやすくするため、「環境の保全と創造に関する条例」の緑地面積規制の緩和を図りたい。

【回答】

(2) 内外企業・工場の誘致促進

- ① 兵庫県では、企業誘致の総合窓口として「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を平成17年4月に設置。地元市町や関係団体との連携を図りながら、産業団地や民地等の用地情報の発信、立地や優遇制度の手続き支援等、積極的な企業誘致活動に取り組んでいる。

また、平成20年度に産業集積条例の期限を3年間延長し、指定拠点地区に進出する企業に対して、不動産取得税の軽減や新規雇用・設備投資に対する補助金、低利融資等の支援策を引き続き展開している。

あわせて、平成22年度からは、企業立地を重点的に促進する地域（但馬・丹波・淡路地域）について、設備投資補助の要件の緩和（設備投資額が10億円以上→1億円以上）や補助率の引き上げ（1億円以上10億円以下の設備投資に対する補助率を5%）など、支援策の強化を図る。

今後もこれらの制度を活用しながら、引き続き積極的な企業誘致に努めていく。

- ② 兵庫県内では、これまで15地域17市町が企業立地促進法に基づく基本計画を策定し、国の同意を得ており（平成21年2月末現在）、地域の強みを生かした企業誘致活動を展開している。

そのうち高砂市は平成20年6月30日に、丹波市は平成22年1月1日より同法に基づく緑地面積率の緩和条例を施行しており、企業誘致のインセンティブとして活用が図られている。

また、尼崎市においても、平成22年4月1日より緩和条例が施行される予定である。今後も、必要な情報の提供等により、各市町における地域準則条例の制定への支援を行うなど、既存立地企業の新規投資誘発及び新企業誘致の環境づくりに努めていく。

県では、こうした県内市町における緑地面積率を緩和する条例の制定動向を踏まえて、「環境と保全の創造に関する条例」に定める緑地率の特例として緩和基準を設定する方向で検討を進める。

【要望事項】

4. 新産業の創造・誘致

(3) 神戸医療産業都市構想の推進

第2フェーズに入った神戸医療産業都市構想を更に実りのあるものにするため、高度専門病院、大学、研究機関、医療関連企業の一層の集積促進による「アジアメディカル・センター」の形成に向け、神戸市とともに強力で推進されたい。

【回答】

(3) 神戸医療産業都市構想の推進

神戸医療産業都市構想のうち、健康、医療分野においては、県としてこれまでも、先端医療振興センター整備及び内視鏡訓練施設への補助、先端医療振興財団への出捐や同財団役員への県幹部就任など財政面・人材面での協力・支援を講じているところである。

今後とも、神戸市からの新たな提案があった場合、兵庫県としての連携の可能性を検討してまいりたい。

【要望事項】

4. 新産業の創造・誘致

(4) 光関連産業の創出・育成の支援

- ① 県下では、姫路、尼崎で薄型テレビ用パネル工場の建設が進み、薄型テレビ、特殊ランプ等の光関連製品やその材料等を製造している企業も集積している。さらに、播磨科学公園都市には、Spring-8、粒子線医療センターなどの研究集積があるなど、光に関するポテンシャルが高く、インフラ整備と一体となった効果的な光関連産業の企業誘致を推進されたい。
- ② 姫路商工会議所が実施する「光都ビジネスコンペ in 姫路」など、ディスプレイを中心とした光関連産業の新産業の創出・育成に向けた事業に対して財政的な支援を図られたい。
- ③ 光関連産業を重点分野に指定し、同産業にかかる事業化や地元企業とのビジネスマッチングなど、総合的な地元企業の育成施策を実行されたい。

【回答】

(4) 光関連産業の創出・育成の支援

- ① 県では、企業誘致の総合窓口として「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を平成17年4月に設置。地元市町や関係団体との連携を図りながら、産業団地や民地等の用地情報の発信、立地や優遇制度の手続き支援等、積極的な企業誘致活動に取り組んでいる。

また、平成22年度から、産業集積条例により指定した新産業創造拠点地区、産業集積促進地区に新たに立地する新産業分野の企業に対し、研究室やオフィス等に係る賃料の一部を補助する補助事業を新設するなど、今後、光関連産業をはじめ、成長が見込まれる企業の進出を支援し、積極的な企業誘致に努めていく。

- ②・③ 「光」は、先端産業技術として、加工、分析、表示、センシング、通信、触媒、計測、エネルギー等と急速に利用範囲が広がっており、知識集約型・高付加価値型の産業構造への転換には必要不可欠なものとなっている。

また、播磨科学公園都市においては、Spring-8、ニュースバル、粒子線医療センターなどの研究集積があり、産業では、FPD関連、特殊ランプ関連などの光関連企業が立地するなど産業集積の芽も出てきており、播磨地域は光に関して高いポテンシャルを有している。

県では、商工会議所が行う光関連産業の創出・育成に向けた事業を支援するとと

もに、光関連産業にかかる事業化支援や地元企業とのビジネスマッチング等行うことにより、今後とも光関連産業の育成を図っていく。

【要望事項】

5. 産業基盤・情報通信基盤の整備促進

(1) 次世代スーパーコンピュータの効果的な利活用の促進

ポートアイランド2期で開発・整備が進む、次世代スーパーコンピュータの平成22年度末一部稼働、24年本格稼働を着実に促進するとともに、効果的な利活用の促進、関連産業・研究機関の立地促進に取り組まれない。

- ① (財)計算科学振興財団が実施する次世代スーパーコンピュータを活用した産業利用や研究開発の促進、普及啓発等の各種事業、及び高度計算科学研究支援センター(仮称)の整備に対する支援
- ② 地元企業の次世代スパコン利用へのステップアップを図るための裾野拡大・底上げ事業の強化
- ③ 国家プロジェクトである本事業の推進について、全国レベルでの産業利用支援、研究支援、普及啓発等の取り組み促進

【回答】

(1) 次世代スーパーコンピュータの効果的な利活用の促進

国家基幹技術の一つとして整備される世界最高性能の計算速度を有する次世代スパコンの立地メリットを発揮し、新たな知的創造拠点の形成や、イノベーションと新産業の創出につなげていくため、県、神戸市、産業界が連携し設立した(財)計算科学振興財団が関連産業の誘致促進も視野に次世代スパコンの産業利用を支援するための各種事業を展開していく。

- ① 対象層を絞り込んだセミナーの開催や、産学官のユーザーによるネットワーク形成のための研究会など普及啓発事業を展開
- ② スパコン利用企業の先進事例や、スパコン利用ニーズ等に関する情報収集・調査
- ③ 技術支援事業担当職員を配置し企業のシミュレーション技術の高度化促進や、小型スパコンを利用した実践スクールなどの技術支援事業の実施

併せて、利用支援施設として「高度計算科学研究支援センター(仮称)」の整備を進めるとともに、県立大学大学院先端計算科学研究科(仮称)をセンターと一体的に整備。体系的かつ幅広い分野で計算科学の教育研究を行い、大学・企業等の人材育成や新産業、新事業創出等を進め、世界最高水準のスーパーコンピューティング研究教育拠点の形成を目指す。

また、上記の取り組みを進めていく上で、国等の関係機関とも、引き続き密接に連携を図りながら事業を進めていく。

※ 高度計算科学研究支援センター(仮称)

・・・平成22年2月着工、平成23年1月末完成予定、平成23年4月開設予定

【要望事項】

5. 産業基盤・情報通信基盤の整備促進

(2) 高度情報通信基盤の整備促進

- ① 安全・安心のまちづくりの基本を、IT技術を中心とする情報通信基盤整備におき、地域全域に光ファイバーを敷設するなど大容量高速通信が可能な情報化まちづくりを具体化し、兵庫情報ハイウェイの積極的な推進を図り、兵庫県全域の産・官・学・民の相互が利活用できる情報通信基盤整備を推進されたい。
- ② 平成23年7月に地上アナログ放送が停波されるため、地上デジタル放送の中継局等の放送設備及び受信環境の整備について、国に対して必要な対策を講じるよう引き続き働きかけられたい。特に、市町と連携し、辺地共聴施設のデジタル化改修等に支援されたい。また、地上デジタル放送による電波障害等への対策についても配慮頂きたい。

【回答】

(2) 高度情報通信基盤の整備促進

- ① 光ファイバー網の整備については、市町が整備する光ファイバー網の整備に加え、平成21年度からは、民間事業者の光ファイバーを活用した小規模集落へのエリア拡大に対しても支援を行うなど、情報通信基盤の整備に取り組んでいる。

また、兵庫情報ハイウェイは、県内各地域を結ぶ高速大容量のネットワークとして、河川、道路などの防災情報の配信、インターネット利用環境の向上など地域情報格差の是正、産業の情報化に大きな役割を果たしており、今後も県域の情報通信基盤としてより一層の利用拡大を促進し、安全・安心のまちづくりに寄与していく。

- ② 県では、地上デジタル放送移行に係る視聴環境整備は国の責務で行うことが原則であるとの認識から、国の予算編成に対する提案を始め、難視地域を多く抱える都道府県で構成する「地上デジタル放送普及対策検討会」を通じて国への働きかけを実施してきたところであり、今後も地域間の格差なく地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、国に対して、引き続きあらゆる機会を通じて働きかけを行っていく。

また、県としては、国の補助制度等と合わせて辺地共聴施設の改修や新設を市町とともに支援するなど円滑な受信環境の整備を促進するとともに、「ひょうご地上デジタル放送受信対策促進会議」を設置し、近畿総合通信局、市町、放送事業者等関係者との連携により県下各地域の実情に応じた円滑な受信環境整備を促進していく。

【要望事項】

5. 産業基盤・情報通信基盤の整備促進

(3) 各地域におけるプロジェクト等の促進

① 阪神地域

- ・ 武庫川の改修事業を引き続き推進されるとともに、河川整備計画策定に向けた作

業を進め、それに基づく整備推進に努められたい。

②東播磨地域

- ・海を生かした観光振興を図るため、観光資源として明石港の再整備を図られたい。また、明石港砂利揚場を観光バス駐車場やフェリーターミナル、「海の駅」として整備することを検討されたい。
- ・加古川流域の下水道整備を引き続き推進されたい。

③北播磨地域

- ・都市と農村の交流の舞台として推進している北播磨ハイランド構想に対して、継続的に支援されたい。
- ・ひょうご情報公園都市の第2期造成工事(E工区)の早期着工と企業誘致の促進に努められたい。
- ・平成22年5月に、年間100万人以上を集客する道の駅みきの隣接地に竣工予定のコンベンションホール「(市)かじやの里メッセみき」(面積1,260㎡の展示会場)の利用促進について県としても積極的な利用・PRを願いたい。
- ・三木市と小野市が建設協議を進めている統合病院計画に対して、積極的な支援をされたい。

④西播磨地域

- ・西播磨テクノポリス開発計画の推進(第2・3工区の早期着工)と播磨科学公園都市への交通アクセスの改善並びに企業誘致を推進されたい。

【回答】

(3) 各地域におけるプロジェクト等の促進

①阪神地域

武庫川の改修については、上流工区(三田市、篠山市:昭和46年~)と下流工区(尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市:昭和62年~)において、各々浸水被害の解消・軽減を目指して事業を展開している。

その中で、尼崎市及び三田市域では、ほぼ現計画での改修は完了しており、現在は、西宮市、宝塚市、伊丹市及び篠山市域での改修を推進しているところである。

平成22年1月に河川整備計画(原案)を武庫川流域委員会に提示し、現在審議中である。今後は河川整備計画の早期策定を目指して作業を進め、それに基づく整備推進に努めてまいりたい。

②東播磨地域

- ・明石港の再整備については、明石港をとりまく社会経済情勢や県市の厳しい財政状況、砂利揚場移転計画先住民の状況などを考え、直ちに推進できる状況にないことから、現砂利揚場を相当期間利用するために、現砂利揚場の環境対策の充実を図ってきており、平成21年10月に環境対策工事が完了した。

一方、明石市は「中心市街地活性化基本計画」(平成22年度認定申請予定)において、「明石港周辺利活用計画」を事業計画として位置付けることとしており、県としても「明石港周辺利活用計画」が港の活性化につながる実現可能なものとなるよう、市の計画策定を支援していく。

- ・ 加古川流域下水道（下流処理区）は、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町を対象として昭和 62 年度に事業着手し、平成 4 年に供用を開始した。平成 20 年度末の処理人口は、321,800 人で、87.8%の整備状況にある。これまで、処理場の水処理施設等は流入水量に応じ計画的に増設を進めてきており、引き続き関連市町と連携を図り、整備促進に努めたい。

③北播磨地域

- ・ 北播磨県民局では、“交流と共生”の理念のもと、豊かな自然、歴史と伝統、多様な農産物、都市との近接性、発達した交通網などの地域特性を生かし、北播磨の魅力発信や交流の促進に向けた取り組みを進めることで、引き続き都市農村の交流を推進していくこととしている。
- ・ ひょうご情報公園都市は、第 1 工区 170 ヘクタールのうち、山陽自動車道南側の一部において産業用地の造成を行い、平成 15 年 3 月より分譲を開始し、現在残り 2 区画となっている。これまで 10 社が操業し、約 1,000 人の雇用が創出されている。また、新たにヤクルト三木工場が、平成 24 年度に操業開始し、当面 170 人が就業予定である。今後、地元雇用の安定、地域活性化に寄与するものと考えている。このような状況から、新たな産業用地が必要と考え、平成 21 年度から実施している造成工事等の事業を推進し、インフラ等の前倒し整備に努め、平成 23 年夏頃の完成を目指している。現在の経済情勢は厳しいものの、高速交通基盤等の優位性、またアンケート調査、企業訪問によるニーズ調査の状況、また周辺の産業団地の状況からも、大規模区画の用地としての希少性があり一定のニーズがあるものと見込んでいる。企業誘致については、①多様なチャンネルからの情報収集と積極的な PR・誘致活動、②立地インセンティブの活用、③企業ニーズに対応した産業用地・サービスの提供により、早期分譲に努めることとする。
- ・ 県では、「かじやの里メッセみき」のこけら落としに合わせて、北播磨じばさん元気市を開催するとともに、北播磨広域観光協議会とも連携し、コンベンションホールの利用促進のための PR に協力していく。
- ・ 北播磨総合医療センターについては、基本構想・基本計画が策定されたところであるが、その機能のうち、「心疾患の救命救急補完機能の強化」「小児救急機能の強化」「ER 救急医療体制の新設」の部分については、本県の北播磨圏域の地域医療再生計画に位置づけており、この機能強化について地域医療再生基金が活用される予定となっており、県としても、今後とも引き続き支援してまいりたい。

④西播磨地域

- ア 播磨科学公園都市第 2、第 3 工区については事業の進捗調整を行っており、新行革プランにも明記したものである。今後は第 1 工区の熟成状況や社会経済情勢等を勘案して、取り組みを検討する。
- イ 現在、第 1 工区のさらなる熟成に向け、企業誘致や住宅の分譲、生活利便施設や都市内バス路線網の充実に取り組んでいる。
- ウ 今後、次の取り組みを重点的に推進する。
 - ・ SPring-8 やニュースバルの利用企業、元気なものづくり企業等の誘致促進を図るため、民間信用調査機関を活用したターゲット企業の抽出、企業誘致関係

機関、企業誘致サポーターなど多様なチャンネルからの立地情報の収集

- ・ 産業集積条例や企業立地促進法等による支援策（立地補助、税の軽減等）、地元市町の立地インセンティブの活用
- ・ ホームページやメール通信等種々のメディアを活用したPR活動の実施
立地企業へのワンストップサービスの充実強化の観点から、企業庁が中心となり地元市町、ハローワーク、地元高等学校等でネットワークを構築し、管理選考会や合同説明会等による企業の人材確保支援
- ・ 都市内勤務者の都市内居住の促進とともに、外構助成や優良住宅に対する助成制度、定期借地方式のPR、地場工務店との連携強化、民卸等の多様な分譲手法の導入など積極的な販売促進活動の展開
- ・ 地上デジタル放送受信のためのインフラ整備と、光ファイバを使用した高速インターネット通信導入のため、事業者との連携による情報通信インフラの充実

【要望事項】

6. 魅力ある兵庫づくりの推進

(1) 集客観光への取り組み

- ① 新型インフルエンザにより傷ついた兵庫・神戸の都市イメージ回復に向け、観光関連事業者や業界団体等が行う観光集客の取り組みに対しての支援措置を強化されたい。
- ② 兵庫観光をより魅力あるものにするため、六甲や有馬、淡路島、但馬などの恵まれた自然環境や、姫路城などの歴史的な街並み・建造物等の保存・活用を図るとともに、兵庫の観光ルート紹介や新しい観光資源の発掘・PRに努められたい。
- ③ 外国人観光客をもてなす観光ボランティアのネットワーク構築や、観光スポット、県内のホテル・レストランなどに関する外国語での情報提供を行う体制を整備するなど魅力ある兵庫のまちづくりを推進されたい。

【回答】

(1) 集客観光への取り組み

- ① 新型インフルエンザの発生により大きく落ち込んだ県内観光地の早期回復を図るため、県では、観光団体・商店街等が賑わい回復を目指して行う集客・交流イベントへの支援や、全国に向けて兵庫の魅力ある観光地の元気な姿を発信する「やっぱり、ひょうごキャンペーン」を展開した。

来年度については、4月から9月にかけて大手旅行社との共同により「日本の旬・関西キャンペーン」を、続く10月から12月にかけて「あいたい兵庫キャンペーン」を展開するとともに、新たな逸品、名所、着地型ツアーなど観光資源づくりを

サポートする「やる気観光地サポート事業」による支援など、引き続き、兵庫の魅力発信、本県への観光集客拡大に取り組んでいく。

- ② 兵庫県は、自然や歴史・文化、産業など多彩な地域資源に恵まれており、県では、これらを生かした観光ツーリズム振興に力を注いでいる。

来年度は、4月から9月にかけて大手旅行会社が実施する「日本の旬・関西キャンペーン」とのタイアップにより兵庫県の魅力を全国に発信するとともに、10月から12月にかけて「あいたい兵庫キャンペーン」を展開し、観光地の魅力アップや新たな観光ルートづくりなどに取り組む。

加えて、名山や名水、滝、棚田といった地域の人しか知らない地域資源などふるさとの新しい魅力の発掘・発信や、ものづくり現場の観光客受入体制整備への支援等による産業ツーリズムの一層の推進に努め、本県への観光客誘致、地域の活性化を図る。

- ③ 外国人旅行者が訪日する際に、情報源として最も利用されるのがインターネットであることから、H22年度初頭に外国語版の観光ホームページ（英語・中国語・韓国語）を拡充リニューアルし、外国人の視点に立って観光スポット、モデルコースやホテル・レストランなどのより充実させた情報を提供することとする。

ひょうごツーリズム協会に、英語・中国語・韓国語で対応出来る職員（ひょうごツーリストインフォメーションデスク）を配置し、海外エージェントおよび外国人旅行者への観光地紹介や質問対応などを行っている。またメーリングリストなどを活用して、海外の潜在訪日者に対して、タイムリーな観光情報・イベント情報を提供するように努める。

また、ひょうごツーリズム協会においては、観光ボランティアガイドの登録を通じて、ガイド相互の交流や連携、紹介等のネットワーク化を行うとともに、おもてなし研修等の実施によるスキルアップを図っており、引き続き、ボランティア登録の拡大などによるネットワークの充実を図る。

【要望事項】

6. 魅力ある兵庫づくりの推進

(2) 人・環境にやさしい施策の推進

- ① 主要鉄道駅舎や歩道などのバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインに対応した施設整備を引き続き促進されたい。
- ② 無電柱化や街の緑化など、美しい街づくりに向けた施策を一層推進されたい。

【回答】

(2) 人・環境にやさしい施策の推進

- ① 県では平成4年に全国に先駆けてユニバーサル社会づくりの理念を先取りした「福祉のまちづくり条例」を制定し、この条例の運用を核に各種施策を行っているところである。

鉄道駅舎のバリアフリー化については、既存駅舎へのエレベーター等の設置を促進するため、鉄道事業者に対して、これまで1日の平均乗降客数5千人以上の駅を対象として、バリアフリー化整備への支援を行ってきた。その結果、対象173駅のうち、構造上整備が困難な駅など6駅を除く167駅全てがバリアフリー化される見込みとなったことから、平成22年度からは、5千人未満駅にも補助対象を拡大し、今後も駅舎のバリアフリー化の推進に向け、積極的に支援していく。

また、歩道の整備については、建築物、公共交通機関、道路、公園等の一体的な整備を行うため市町が指定した「福祉のまちづくり重点地区」等において県管理道路の改善等を率先して実施するなど整備を推進している。

さらに、市町と連携を図りながら、県民にユニバーサル社会づくりの具体的な方向性を示し、全県におけるユニバーサル社会の早期実現を図るため、ハード・ソフト両面でのまちづくりを重点的に実施する「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区」を平成18年度から順次指定してきたが、同モデル地区を「ユニバーサル社会づくり推進地区」と名称変更して全市町を対象として推進していくとともに、バリアフリー化改修を行う民間事業者の支援の拡充を図っていく。

- ② 無電柱化については、安全で快適な通行空間の確保、優れた景観の保全と形成、防災機能の強化など多様な効果が期待されるため、昭和61年度策定の「第1期電線類地中化計画」から平成16年度策定の「無電柱化推進計画」まで5期にわたる計画のもと無電柱化を進めており、平成20年度末までに県全体で約387kmの無電柱化を実施した。

今後も、市街地の幹線道路、歴史的街並みの保全・観光振興・地域文化の復興等に資する箇所、バリアフリー化等の安全で安心な通行空間の確保が必要な箇所などの無電柱化を国、市など関係機関と連携のもと、推進していく。

街の緑化においては、全県で花と緑をいかしたまちづくりを県民運動として推進する「全県花緑いっぱい運動」を展開するため、多年草や低木による持続型の花緑活動に対する支援や緑化資材の提供などを行っている。

また、花と緑のまちづくり実践活動を促進するために、明石公園内の(財)兵庫県園芸・公園協会に花と緑のまちづくりセンターを設置し、人的支援・組織育成支援、普及・啓発などの支援を行っている。

さらに、県民緑税を活用した「県民まちなみ緑化事業」を展開し、都市部の防災性の向上や環境の改善等を目的に、県民が協働して学校、公園や空地等で行う植樹活動などの緑化に対して、緑地整備費や苗木等購入費などの補助を実施しているところである。これらの取り組みを通して、花と緑あふれる美しい県土づくりを推進してまいりたい。

【要望事項】

6. 魅力ある兵庫づくりの推進

(3) 各地域における観光集客事業への支援

①神戸地域

- 外国人観光客等に対しておもてなしの心で迎えるため、商工会議所が実施する「外国人観光客おもてなし運動」に対して積極的に支援されたい。

- ・ 神戸観光の目玉である「神戸ルミナリエ」を継続して開催するため、企業からの協賛金や来場者からの募金活動の強化、経費削減の一層の徹底により財政の安定化に努めているが、現下の厳しい経済情勢の中、同取組みには限界があり、補助金など公的資金の増額を検討されたい。

②阪神地域

- ・ 尼崎市南部臨海地区には、国の「運河の魅力再発見プロジェクト」に認定されている運河があり、同地区は「尼崎21世紀の森構想」の対象区域に含まれている。これらの地域資源を活用した産業ツーリズム、産業観光の取り組みに対して積極的に支援されるとともに、まちづくりの視点に立った公共交通の整備に取り組まされたい。
- ・ 御前浜のより一層充実した親水空間整備を促進されたい。

③東播磨地域

- ・ ものづくり産業の盛んな東播磨地域の特性を活かした産業ツーリズムを推進するため、官民一体となった取組みを引き続き推進されるとともに、予算の拡充を図られたい。
- ・ ヨットハーバーや海浜公園の整備等、加古川を観光・レジャー産業に活かすような環境整備について検討されたい。
- ・ 県立明石公園を会場とした文化芸術イベントの開催、また多目的施設や観光バス用駐車場の整備促進に努められたい。
- ・ 「高砂みなとまちづくり構想」の推進に対して引き続き支援されたい。

④北播磨地域

- ・ 平成20年12月に三木フィルムコミッションを設立し、映画やテレビのロケ撮影の誘致に取り組んでいるが、兵庫県としてもこの取組みに対して支援されたい。
- ・ 年間60万人が来訪する三木総合防災公園の利用者をターゲットとした市内観光誘導への仕掛けづくりや観光ルートPRに協力されたい。
- ・ 小野市の観光の目玉であるひまわりの丘公園、共進牧場、国宝浄土寺周辺の歩道整備や看板の設置など交通アクセス整備に取り組まされたい。

⑤西播磨地域

- ・ 県立龍野実業高校の跡地については、地元の要望を取り入れた形で利用計画の検討を進められたい。
- ・ 相生駅南都市整備事業（相生駅南土地区画整理事業）や相生湾臨海部活性化構想の推進に対して引き続き支援されたい。
- ・ 相生市は環境をキーワードに相生湾臨海部活性化に取り組んでいるが、「相生湾の里海づくり」をテーマにした西播磨の環境学習の推進に対して支援されたい。
- ・ 赤穂海浜公園をスポーツやレジャーエリアの拠点として利用促進を図られたい。

⑥但馬地域

- ・ 山陰海岸国立公園のユネスコによる世界ジオパーク（世界地質公園ネットワーク）への早期加盟に向け引き続き支援されたい。
- ・ 但馬地域の恵まれた自然環境や出石・城崎などの歴史的な町並み、建造物の保存及び活用、新しい観光ルートの発掘などへの取り組みに対して支援されたい。

【回答】

(3) 各地域の要望

①神戸地域

- ・ 国内外からの旅行者をもてなす地域のホスピタリティ向上を図るため、平成16年度以降、延べ1万2千人を超える観光施設の従業員やタクシードライバー、ボランティアガイドを対象におもてなし研修を実施するとともに、平成19年度からは、ボランティアガイドが日頃の成果を発表しその力量を競うコンテストを開催するなどスキルアップにも取り組んでいる。今後とも、観光ツーリズム振興に関わる一人ひとりの“おもてなし”意識の向上に努め、地域全体で来訪者を温かくお迎えする体制づくりに努めてまいりたい。
- ・ 神戸ルミナリエについては、経済界をはじめとした地元が主体となり、協賛金や募金の確保に取り組むなど、事業費確保に向けて努力していただくことが肝要であるとともに、併せて、事業費の削減等努めることが必要であると考えている。
県としても、神戸ルミナリエの継続開催を支援するため、平成22年度についても、財政状況の非常に厳しい折りではあるが、前年度と同額の25,000千円を計上している。

②阪神地域

- ・ 尼崎臨海部の公共交通機能としては、尼崎の森中央緑地へのアクセスを確保するためバス路線が運行されているとともに、パナソニックPDP工場の稼働に伴い、順次、拡充されてきたが、まだ十分とはいえない状況である。
このため、県としては、産業の育成支援拠点における企業の進出など、地域状況の変化を踏まえ、その通勤者に対するバス利用への転換を働きかけるなど乗客増加の取組と併せて、バス事業者に対しバス増便等サービス向上を働きかけるなど、尼崎市とも連携をとりながら、今後とも、バス交通充実にに向けて取り組んでまいりたい。
- ・ 阪神間における貴重な自然の砂浜が残る御前浜の利用の適正化を図るため、地域住民や利用者の参画と協働による「御前浜・香櫨園浜プロジェクトチーム」を立ち上げ、環境保全を訴えるメッセージボードの設置や「海辺のひろっぱフェスタ」「なぎさカフェ」などを実施してきた。また平成21年2月には、プロジェクトに参加していた地域住民や浜辺の利用者が主体となって、新しい活動団体「チーム御前浜・香櫨園浜里浜づくり」を設立し、浜を「まもり・つかい・そだてる」ために多彩な実践活動を行っている。
今後とも、御前浜が県民にとって水に親しみ安全安心に憩える場となるよう、緊急時の避難路の整備や地域活動の支援などハード及びソフトの両面から施策を進めていく。

③東播磨地域

- ・ 県では、平成15年度から見学可能な工場や産業博物館等を開拓し、HPやパンフレット等で紹介する産業ツーリズムの推進に取り組んでおり、現在(H22.2末現在)、アサヒ飲料(株)明石工場やキッコーマン(株)高砂工場をはじめ、249施設が「ひょうご産業ツーリズム施設」として登録している。
平成22年度は、本県の産業ツーリズムをよりいっそう推進するため、産業ツーリズム施設や産業遺産及びその周辺の観光施設等を結んだ観光モデルルートを策定し、HP等で紹介する。また、そのモデルルートに組み込んだ企業・工場の

うち、生産ラインの見学ルートやガイド等の受け入れ体制の十分でない箇所を対象に、施設整備や備品購入、ガイド育成等に必要な経費に対し補助を行う。

東播磨地域では、ものづくり産業が盛んな特性を生かしたツーリズムを推進することで、域内交流人口の増加を図るとともに、重点分野雇用創出事業を活用しながら、域内の商工会議所等や観光協会、市町と協働した産業ツーリズム事業を積極的に展開する。

平成22年度においては、新たに、地域の産業を物語る場所や歴史・文化に触れる行事を、ミニ講演を交えて巡る「東播磨発見ツアー」を開催する。

あわせて、域内市町の文化や産業、自然の代表的箇所が散策できるよう設定したウォーキング・コース上のスタンプを集めた人に抽選で特産品等を進呈する「東播磨ウォークモデル事業」を実施するとともに、コースを実際に歩くウォーキングツアーを開催する。

また、21年度に引き続き、親子が工場を見学し、ものづくりを体験することで地域の産業資源への理解を高め、その魅力を発見してもらうツアーを開催する。

- ・ 県は、平成3年度に尾上地区のポートパーク（収容110隻）を整備し、健全な海洋性レクリエーションの育成に寄与してきたところである。また、別府地区においては、平成12年度に港湾緑地内にジャブジャブ池を整備したところであり、加古川市が整備した加古川海洋文化センターとの相乗効果により夏場を中心に年間約21万人もの利用者を集め、幼年期における安全に水と戯れる水辺空間として、また小中学生の自然学習の場として健全な青少年の育成に貢献している。

引き続き、地域の活性化につながるよう市と共に、両施設の利活用を図っていききたい。

- ・ 明石公園は、城跡という歴史的文化遺産と緑豊かな環境の中に多様な施設を有し、年間約300万人が利用する全国有数の都市公園である。

阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた国の重要文化財である「巽櫓・坤櫓」の修復や城趾全体の史跡指定(平成16年)など歴史的文化遺産の保存に努めるとともに、土日祝日には櫓の一般公開を実施してきた。

近年では、城跡の歴史的特徴を生かした「武蔵の庭」のほか、平成19年度には明石薪能を支援するため(財)兵庫県園芸・公園協会が、組立式能舞台を整備した。また、菊花展などの伝統的なイベントのみならず、「武蔵の庭」で地元のお茶会グループによるお茶席の実施や「明石薪能」の実施など文化・芸術イベントも実施されている。

明石公園は公園区域の約半分が国の史跡指定を受け、また史跡区域外も埋蔵文化財包蔵地であるため、文化財保護法の制約から、新たな施設の整備は困難である。既存施設のリニューアルなど機能の向上を進め、利用者のニーズに応えていきたい。

観光バスは現在、事前予約制とし園内の臨時駐車スペースに駐車することで対応しており、今後の観光バスの利用状況をみながら、整備については判断していきたい。今後とも、明石市をはじめ地域や利用者等の意見を踏まえ、歴史的文化遺産の保全と調和を図りながら、本公園のポテンシャルを活かしたイベント開催、施設内容の充実などにより、魅力ある地域づくりに資する公園としていきたい。

- ・ 「高砂みなとまちづくり構想」は策定から5年目を迎え、これまで「高砂みなとまちづくり行動計画」に基づき、市民・企業・各種団体・行政等一体となって活動を進めてきたところである。平成22年度も「万灯祭」の拡充や、古民家を

活用した景観まちづくり、あらい浜風公園を拠点とした水辺づくり等の活動の更なる裾野拡大を図っていくとともに、先導プロジェクトである高砂西港再整備を計画的に推進するなど、引き続き、「高砂みなとまちづくり構想」の推進に対して支援してまいりたい。

④北播磨地域

- ・ 県内のフィルムコミッションや市町等で構成する「ひょうごロケ支援Net」は、本県の自然景観や歴史的なまちなみ等、ロケ候補地となる多彩な資源を一元的に紹介するガイドブックやホームページを作成し映像制作者へのPRに努めるとともに、ロケ地探索や撮影許可の仲介、地元エキストラの募集支援等の誘致活動に、平成18年度から取り組んできた。

その結果、現在の構成団体数は47を数え、三木フィルムコミッションに関しても、設立直後にひょうごロケ支援Netに加入いただいている。また、誘致作品はH22年2月末現在でのべ60を数える。

今後も、映像制作者が集まるイベント等でのPRや、ホームページの充実等により本県のロケ適地及びロケ地の情報発信力を強化し、三木フィルムコミッション等構成団体との連携を図りながら、話題性のある映像作品をより多く県内に誘致できるよう引き続き努力していく。

- ・ 北播磨県民局では、三木防災公園に観光パンフレットを備えるとともに、北播磨広域観光協議会と連携して、三木商工会議所等が取り組む観光ルートの開発やPRについて今後協力していく。
- ・ 歩道整備においては、安全で快適な歩行空間の確保を図るため、歩行者の多い路線や通学路を優先して重点整備を行っているところであり、事業実施箇所を社会基盤整備プログラムに位置づけている。

ご指摘の浄土寺周辺地域で関係する路線は主要地方道小野藍本線であるが、当該区間は同プログラムに位置づけられておらず、当面事業の実施は考えていない。

また、案内標識の設置について道路管理者としては、地方機関、公共公益施設、文化施設などの著名地点を案内することとしており、ひまわりの丘公園、国宝浄土寺については既に設置済みである。共進牧場のように民間施設については、案内標識の設置は行っていない。

⑤西播磨地域

- ・ 同校跡地については、県としての利用計画がないため、たつの市に買受け・借受け要望の照会をしたところ、公共用地として利用計画を検討中との回答があったことから、今後は、たつの市との協議を進めていくこととしている。

(参考) 現在、平成21年8月に発生した台風9号による被害により、たつの市所有の河川敷グラウンドが使用不可となり、復旧するまでの間、たつの市に龍野実業高等学校グラウンドを無償貸し付けしている。
(21/9/1~22/3/31)

- ・ 相生駅南地区は相生駅の南側に面し、相生市の玄関口として重要な位置であるにもかかわらず商業施設や住宅が混在した密集市街地となっており、駅前地区としてふさわしい整備が行われていない。

このことから、相生市の玄関口としてふさわしい整備を行うため、平成元年より土地区画整理事業を行っている。今後とも早期の完了に向けて指導してまいりたい。

また、県では、那波地区において、相生湾内を運航する通学船をはじめ相生と家島等を結ぶ不定期船の係留場所として、またプレジャーボートのビジター桟橋として活用することを目的に、公共バースを整備し、相生市が推進する「相生湾臨海部活性化構想」を支援してきたところであり、相生港（鰯浜地区）港湾改修の推進など引き続き同構想を支援してまいりたい。

- ・ 赤穂海浜公園は、地域の歴史や自然環境を活かして、約 72 ヘクタールの塩田跡地に、塩づくりが体験できる「塩の国」、16 面のテニスコート、質の高いオートキャンプ場などの各施設を整備した広域公園で、年間約 50 万人が訪れている。

近年、地域住民の自発的で主体的なまちづくりへの意欲が高まる中で、公園においても県民の参画と協働による魅力づくりが課題となっている。赤穂海浜公園でも、平成 17 年度に地域住民をはじめ利用者自らが主体的に、「赤穂海浜公園使い隊」を組織し、野鳥観察会、星空観察会、たこあげ大会等のイベントを行い、公園の利用促進に寄与している。

今後、さらに赤穂海浜公園の魅力を高めていくため、公園の顔となり地域住民の取りまとめ役となるパークコーディネーターの配置、地元温泉街と連携したテニス合宿の誘致、本公園の代表的施設である「塩の国」と赤穂の歴史的文化遺産との一体的な PR などの取り組みを進め、赤穂海浜公園が地域に愛され、地域活性化に資する公園となるよう努めてまいりたい。

⑥但馬地域

- ・ 山陰海岸ジオパークは、平成 21 年 10 月 28 日の日本ジオパーク委員会において、世界ジオパークネットワーク（GGN）国内候補地に決定され、12 月 1 日、GGN に加盟申請を行った。

今後は、本年 5 月～10 月に予定されている GGN による現地審査に向け、山陰海岸ジオパーク推進協議会を中心に、関係府県、地元市町並びに関係団体との連携をより一層強化し、ジオツアーの実施や人材養成など、ジオパークを活かした活動を推進する。

また、4 月には地質学的な研究を促進し、ジオパークを活用した地球科学・環境問題に関する教育・普及活動を行うため、コウノトリの郷公園にジオ環境研究部（仮称）を設置し、研究員（特任助教）を採用する。

〔平成 22 年度関連予算額〕

①山陰海岸ジオパーク推進事業（但馬県民局）

- ・ 山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金等 9,122 千円

②山陰海岸ジオパークの推進（ジオ環境研究部（仮称）の設置）（地域担当課長）

- ・ 研究員（特任助教）の採用、調査研究費用等 10,943 千円

- ・ 但馬県民局では、平成 21 年 12 月に設立された但馬観光協議会を中心に、豊かな自然や歴史・文化、その他数多くの地域資源を最大限に活用し、但馬の魅力発信や交流の促進に向け、但馬ならではの創意工夫あふれる、地域が一体となった取り組みを推進していく。

【要望事項】

7. 総合交通体系等の整備

(1) 空港の機能強化と利用促進

- ① 神戸空港は、兵庫県の空の玄関口として定着し、観光産業や企業誘致に大きな波及効果を及ぼしているが、昨年来からの急速な景気悪化に伴うエアライン各社の路線の廃止・減便、旅客需要の減少など、厳しい環境に置かれている。
兵庫県におかれても、神戸市や地元経済界と連携しながら、平成22年秋の羽田空港発着枠拡大を睨んだ神戸ー羽田路線の拡充など路線ネットワークの充実、運用時間の延長や発着枠の拡大について関係機関に働きかけるなど、利便性の向上と利活用の促進に努められたい。また、神戸空港利用推進協議会や海上アクセス利用促進協議会の活動に対して、引き続き支援されたい。
- ② 大阪国際空港の玄関口を兵庫県側にも設置を検討するなど、空港へのアクセスについて抜本的な対策を講じられたい。
- ③ 但馬ー羽田直行便の開設に向け、国や関係機関に働きかけられたい。また、但馬空港周辺整備事業の促進、空港施設の適切な維持・管理に努められたい。

【回答】

(1) 空港の機能強化と利用促進

- ① 神戸空港の路線ネットワークの充実については、日本航空の撤退発表後、神戸市及び地元経済界とともにスカイマークと全日空に神戸空港の増便及び新規路線の開設等の要望を行った。その結果、スカイマークは羽田路線の増便・新規路線の開設を、全日空は機材の大型化を行うこととなったところであり、今後も引き続き航空会社に働きかける。また運用時間の延長、発着枠の拡大等についても、国等に運用制限の見直しに向けた要望活動等の取り組みを行う。
また、神戸空港利用推進協議会や海上アクセス利用促進協議会の活用に関して、より一層の需要喚起及び利用推進や利用者への利便性向上が図られるよう支援していく。
- ② 兵庫県側から大阪国際空港へのアクセスについては、伊丹市とともにJR及び阪急伊丹駅～大阪国際空港間を直接結ぶ直行バスの運行に取り組んでおり、引き続き広域的PRに努めていく。
- ③ 但馬ー羽田直行便については、羽田空港の新規国内線発着枠（第1次配分37便／日）の配分が決まり、「小型機枠」については、100席未満の機材による「地域主体の新規路線開設枠」として、希望する航空会社に1便配分されることとなった。
この機会を捉え、地元と連携を図りながら、国や航空会社に働きかけ、羽田空港再拡張を契機とする羽田直行便開設をめざして取り組んでいく。
路線開設には、何よりも需要喚起が必要である。今年度は地元での取組の成果もあり、羽田乗り継ぎ利用者数が過去最高で推移している。一層の利用促進・首都圏での知名度アップに向け、各市町・民間一丸となって、自ら積極的な利用・PRをお願いする。また、除雪等適切な空港運用により、就航率向上に引き続き努める。
また、空港の周辺整備においては、但馬空港の波及効果を生かした多彩な都市機能を備えた拠点形成をめざし、地元市町や関係団体等と連携を図りながら整備を進める

必要があり、但馬広域防災拠点を整備したほか、公立豊岡病院の移転にあわせて国道426号豊岡バイパスなどの整備を進めているところである。

今後も地域の経済社会情勢を踏まえ、北近畿豊岡自動車道の整備計画や民間の土地需要動向等を勘案しながら、地域の豊かな自然に配慮しつつ、長期的視点で整備方針の検討を進めていく。

【要望事項】

7. 総合交通体系等の整備

(2) 港湾整備事業の推進

- ① 大阪湾諸港の一元管理・運営を行うポートオーソリティの設置に向けて兵庫県として支援されるとともに、引き続き積極的に内外企業の誘致に努められたい。
- ② 国内有数のものづくりの拠点である播磨臨海部の発展には、物流面での機能向上が不可欠であり、姫路港のさらなる機能向上や利用促進のためのポートセールスに取り組まれない。
- ③ 東播磨港は開港以来、工業製品の出荷を中心とする工業港として利用されているが、移動交通手段としての機能や商業、サービス機能を併せ持つ港湾としての整備を検討されたい。

【回答】

(2) 港湾整備事業の推進

- ① 東アジアとの近接性から多くの中規模船舶が複数の港に寄港している大阪湾の実情に鑑み、神戸港など各港と連携し入港料の低減や大阪湾諸港を一開港化する「阪神港」が実現した。大阪湾諸港の一元管理・運営を行うポートオーソリティについては、現在、設立に向けて取組中の関西広域連合（仮称）の事務とすることを検討しており、地域全体の観点からみて機能が最大限に発揮できるよう、管理運営の方法や執行体制等について、今後検討を進めていく。

さらに県では、臨海部を産業集積条例に基づく拠点地区に指定し、進出する企業に対して不動産取得税の軽減や新規雇用・設備投資に対する補助金、低利融資等の支援策を講じている。今後もこれらの制度を活用しながら、引き続き積極的な企業誘致に努めていく。

- ② 物流拠点としての機能向上のため吉美地区では7.5m、5.5m岸壁の改修を行い、須加地区では5.5m岸壁の改修を行っている。ポートセールスについては、姫路港ポートセールス推進協議会と連携し、韓国定期航路の再開や神戸港へのフィーターコンテナの利用促進に取り組んでいる。
- ③ 東播磨港は、県管理港湾で最大の取扱貨物量を持つ工業港であり、現在、定期旅客船航路はない。本四架橋開通後、瀬戸内海の旅客船事業の需要は大きく減少しており、平成18年には、明石港で明淡高速船が、平成19年には、津名港において南海淡路ライン、洲本港において洲本パールラインがすでに撤退するなどの状況の下、

東播磨港において新たな旅客船事業等は困難と考えている。今後、瀬戸内海クルージングなどの需要があれば、それに対応していく。

【要望事項】

7. 総合交通体系等の整備

(3) 道路網の整備

地域経済の活性化と緊急時の円滑な交通網を確保するため、高速性・代替性を備えた高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備とともに、それらの道路を補完し、地域のくらしと交流を支える国道・県道等の整備をより一層推進され、特に下記の道路を重点的に整備されたい。

①阪神地域

- ・都市計画道路山手幹線の尼崎以東（大阪府側）への接続に向けた働きかけ強化
- ・尼崎臨海地区における公共交通機能の整備・拡充
- ・尼崎臨海部臨港線と東海岸町の結節道路の建設
- ・都市計画道路尼崎伊丹線の国道2号から国道43号までの早期4車線化
- ・主要地方道大沢西宮線の鷲林寺地区以南から都市計画道路建石線間の整備・促進
- ・一般国道176号「名塩道路」の早期完成に向けた国への働きかけ
- ・西宮浜地区臨港道路の歩道の植栽維持管理の推進、街路灯の設置等さらなる整備

②東播磨地域

- ・加古川バイパスから北近畿豊岡自動車道に至る地域高規格道路（東播磨南北道路、東播丹波連絡道路）の整備促進
- ・国道2号（尾上小野線～平野神野線区間、加古川橋梁区間）の4車線拡幅及び対面通行の早期実現
- ・山陽自動車道加古川北インター周辺道路（宮前バイパス）の整備促進

③北播磨地域

- ・国道175号（西脇北バイパス、西脇バイパス）の早期完成に向けた国への働きかけ
- ・国道427号の総合的な整備
- ・兵庫県道85号線（桃坂地区）、兵庫県道118号線の拡幅整備
- ・西脇市街地へのアクセス道路の整備促進
- ・国道372号（加西市区間）バイパス整備計画並びに県道玉野倉谷線（仮称：加西中央幹線）整備計画の早期策定

④西播磨地域

- ・中国横断自動車道姫路鳥取線の整備促進
- ・国道2号（相生～有年間）拡幅工事の早期完成に向けた国への働きかけ
- ・県道竜泉那波線（西部幹線）全線の早期完成
- ・県道網干たつの線の整備促進

⑤但馬地域

- ・北近畿豊岡自動車道の整備促進に向けた国への働きかけ
- ・鳥取豊岡宮津自動車道の早期整備促進

【回答】

(3) 道路網の整備

①阪神地域

- ・ 都市計画道路山手幹線は、尼崎市の府県境を起点に、西宮市及び芦屋市を經由し、神戸市長田区へ連絡する阪神間の東西主要幹線道路であり、兵庫県をはじめ尼崎市、西宮市及び芦屋市において震災復興のシンボルロードとして鋭意事業進捗を図ってきたところであり、本年10月には芦屋市の芦屋川横断工区を供用させることにより、全線供用開始となるものである。

山手幹線に接続する府県境付近の大阪府側の三国塚口線については、大阪府の財政状況等により事業着手が遅れていたが、兵庫県、大阪府及び関係機関とも連携した結果、府道大阪池田線と国道176号間の一部区間について、平成24年度完成に向けて平成20年8月より事業着手されている。

兵庫県としては、今後とも「三国塚口線・山手幹線連絡調整会議」などを活用しつつ、あらゆる機会を通じて、大阪府に対し、府県境付近の早期事業化を働きかけて参りたい。

- ・ 尼崎臨海部の公共交通機能としては、尼崎の森中央緑地へのアクセスを確保するためバス路線が運行されているとともに、パナソニックPDP工場の稼働に伴い、順次、拡充されてきたが、まだ十分とはいえない状況である。

このため、県としては、産業の育成支援拠点における企業の進出など、地域状況の変化を踏まえ、その通勤者に対するバス利用への転換を働きかけるなど乗客増加の取組と併せて、バス事業者に対しバス増便等サービス向上を働きかけるなど、尼崎市とも連携をとりながら、今後ともバス交通充実に向けて取り組んでまいりたい。

- ・ 尼崎臨海地域においては、交通の円滑化や輸送効率の向上といった課題があり、その道路ネットワークの強化は重要であると考えている。しかしながら、尼崎臨海部臨港線と東海岸町を結節する道路の建設は、その間に船舶が航行する旧左門殿川が存在することや、企業が密集して操業していることなどから、導入空間の確保が困難であるなど大きな課題がある。このような状況から、新たな道路整備に対する検討に加え、既存道路を有効に活用した効率的な交通対策のあり方について、地元尼崎市とともに幅広く検討してまいりたい。

- ・ 都市計画道路尼崎伊丹線は、平成19年6月に国道2号から庄下橋武庫川橋線間の約330mを幅員18mから幅員28mへ都市計画変更しており、今後、庄下橋武庫川橋線から国道43号間においても検討を予定している。

現在、県の社会基盤整備プログラムでは、国道2号から庄下橋武庫川橋線間の整備を後期（H26～H30）着手として位置付けており、上記の検討を行った後、事業着手する予定である。

- ・ 都市計画道路尼崎伊丹線は、平成19年6月に国道2号から庄下橋武庫川橋線間の約330mを幅員18mから幅員28mへ都市計画変更しており、今後、庄下橋武庫川橋線から国道43号間においても検討を予定している。

現在、県の社会基盤整備プログラムでは、国道2号から庄下橋武庫川橋線間の整備を後期（H26～H30）着手として位置付けており、上記の検討を行った後、

事業着手する予定である。

- ・ 主要地方道大沢西宮線については、現在、渋滞交差点のある鷲林寺地区において交差点改良を含めた拡幅事業を行っており、平成 22 年度に完了する予定である。

鷲林寺地区以南から都市計画道路建石線間については、車道は 2 車線が確保されていることから、歩道設置などの交通安全事業に取り組んでおり、現在、神園町付近の地元調整が整った箇所において歩道整備を実施している。

- ・ 国道 176 号名塩道路は、西宮市山口町から宝塚市栄町に至る延長 10.6km の道路で、昭和 60 年度から、国により 4 車線化事業が進められている。

これまでに暫定 2 車線を含め 5.5 km を供用しており、平成 20 年度末の事業進捗は 79% である。一部で用地交渉が難航しているが、用地買収が完了した区間から順次工事に着手し、平成 21 年度は、西宮市塩瀬町の名塩地区や生瀬地区で改良工事等が進められている。

国土交通省の平成 22 年度予算要求では、直轄道路事業費が約 2 割削減されており、名塩道路の事業費も大きく削減される見込みであるが、本道路は、阪神間の主要幹線道路としてだけでなく、歩行者の安全確保や、災害時の避難・救援活動に資することから、着実な整備が必要と考えている。

県としては、今後とも、地元西宮市等と連携し、難航している用地取得が円滑に進むよう国に協力するとともに、必要な予算確保を働きかけていく。

- ・ 西宮浜地区臨港道路（札幌筋線）の植栽維持管理については、これまで県が業務を発注し剪定、除草等を行ってきた。今後の植栽の維持管理については、地元関係者（西宮浜地区連絡協議会・西宮浜産業団地協議会）及び県からなる検討会を立ち上げており、役割分担を協議し地元の協力を得ながら植栽の維持管理を進めていく。

また、街路灯については既に設置済みであり、増設は今のところ考えていない。

②東播磨地域

【東播磨南北道路】

- ・ 東播磨南北道路（約 13 km）については、平成 10 年 6 月に地域高規格道路の計画路線に指定され、現在県で順次整備を進めている。このうち第 1 期事業の加古川中央 JCT（加古川バイパス）～八幡南 IC 間（約 5.2km）については、県立加古川医療センターの平成 21 年 11 月開院に合わせて神野ランプ～県立加古川医療センターランプ間（約 1.5km）の部分供用を図ったところであり、平成 25 年度の八幡南 IC 以南の全線供用を目指し、鋭意、用地取得及び工事を進めている。また、第 1 期事業の完成後、八幡南 IC～八幡北ランプ間（約 2.5km）を第 2 期事業として事業化し、社会基盤整備プログラムの後期期間内に完成させる予定である。

【東播丹波連絡道路】

- ・ 東播丹波連絡道路（約 30km）は、平成 10 年 6 月に地域高規格道路の計画路線に指定され、現在国により順次整備が進められている。そのうち、西脇北バイパス（5.2km）は、平成 9 年度から事業に着手しており、現在は、用地取得、橋梁工事、改良工事等が進められている。また、西脇バイパス（2.1km）は、平成 19 年度に 4 車線化事業に着手し、トンネル工事等が進められているところである。

西脇北バイパスは、平成 24 年度に全線を 2 車線で暫定供用する予定であったが、今年 2 月に国会に提出された平成 22 年度直轄事業の配分案では「供用時期については検討が必要」となっており、西脇バイパスとあわせて、これら事業中区間の

整備促進に努めるとともに、未着手区間の事業化を国に要望していく。

- ・ 国道 2 号のうち、加古川市内中心部については、中心市街地の活性化に向けて、平成 18～19 年度にかけて、県、加古川市、加古川商工会議所から構成される「加古川駅の周辺にふさわしいまちづくり検討会」により、まちづくりの方向やまちづくりと一体となった国道 2 号等の道路整備のあり方について検討を進めてきた。

県では、同検討会での検討結果も踏まえ、平成 20 年 12 月に策定した東播磨地域の社会基盤整備プログラムにおいて、4 車線計画区間のうち、東播南北道路との交差点から西側の対面通行区間を後期（平成 26 年～30 年度）着手と位置づけたところである。

近年、道路整備を取り巻く環境は厳しいが、今後、地域のまちづくりの状況などを踏まえつつ、当該区間の事業化に向けて、引き続き加古川市及び加古川商工会議所等と連携し、検討していく。

- ・ 加古川北インターチェンジの周辺道路としては、県道高砂北条線の宮前バイパスにおいて事業中であり、来年度以降も引き続き早期完成を目指し整備を推進する。

③北播磨地域

- ・ 西脇北バイパス(5.2km)は、平成 9 年度から事業に着手しており、現在は、用地取得、橋梁工事、改良工事等が進められている。西脇バイパス(2.1km)は、平成 19 年度に 4 車線化事業に着手し、トンネル工事等が進められているところである。

西脇北バイパスは、平成 24 年度に全線を 2 車線で暫定供用する予定であったが、今年 2 月に国会に提出された平成 22 年度直轄事業の配分案では「供用時期については検討が必要」となっており、西脇バイパスとあわせて、今後とも、早期完成が図られるよう国に要望するとともに、事業促進に協力していく。

- ・ 国道 427 号については、渋滞を解消し、安全・円滑な交通の確保を図るため、多可郡中町において、平成 11 年度から曾我井バイパス(1.8km)の整備を進めている。

このうち、平成 21 年 6 月までにバイパス部 1.3km を供用したところである。残る区間についても、変則交差点における渋滞解消を図るため、早期整備に取り組んでいく。また、国道 427 号の交通安全対策については、通学路などで歩道が未設置の区間や歩行者・自転車が集中する交差点等を整備しており、現在、多可町奥中、西脇市下戸田において自歩道の整備、交差点改良を進めている。

- ・ 県道 85 号線の桃坂地区の拡幅整備については、これまで整備を進めてきたが、現在、用地交渉が難航していることなどから、工事が中断している。

県道 118 号線の拡幅事業については、小野市下来住地区において実施中であり、平成 22 年度も引き続き推進していく。

【県道和布西脇線】

要望のアクセス道路の南北軸としては、都市計画道路和布郷瀬線があるが、平成 16 年の台風 23 号による被害を受け、河川激甚災害対策特別緊急事業による河川改修の実施区間となり、本路線の橋梁である重春橋も河川改修に併せて架け替える必要が生じた。このため、橋梁の架け替えに加えて、前後の取付区間である、県道西脇三田線～国道 175 号間の道路拡幅も併せて実施しているものである。現在、重春橋の架け替え工事に平成 19 年度末より着手しており、本年 12 月には新橋梁への切替を予定している。

なお、現在事業中区間から北側の中心市街地までの約 800m については、沿道に

古くからの商店街等が密集しており、沿道土地利用計画も考慮した整備を行う必要性があり、多額の事業費と地元コンセンサスが必要となる。

さらに、他の道路整備との関係もあり、街路事業としては、社会基盤整備プログラムの前期・後期（平成 30 年度まで）とも計上しておらず、着手時期は未定である。

【西脇道路】

国道 427 号のうち、国道 175 号との交差点から西脇市街地へ向かう区間は、幅員狭小で線形不良箇所が多く、また歩道が未設置、あるいは幅員の狭い箇所が多いため、これらの課題を解消するため、県道西脇停車場線を活用したルート変更も含め、「西脇道路」としての整備を検討している。

来年度は、当該区間の都市計画の見直しに着手することとし、西脇市の意向を踏まえつつ、関係者と調整していく。

- ・ 国道 372 号バイパス並びに県道玉野倉谷線の 4 車線化は、平成 9 年度から検討を行ってきたが、平成 16 年度に地元反対や整備効果が低いことなどから具体化を見送り、それ以後、歩道整備や交差点改良等、現道対策に取り組んでいる。

バイパス整備並びに県道の 4 車線化は、現在進めている現道対策との二重投資になることから、早期着手は困難であり、今後の交通需要の動向、現道対策の効果、地元の協力状況等を見ながら、中長期的な課題として取り組んでいく。

④西播磨地域

・【中国横断自動車道道路姫路鳥取線の整備促進】

中国横断自動車道姫路鳥取線は、山陽、山陰及び中国地方の山沿いの地域を山陽自動車道や中国縦貫自動車道と連携しながら一体的に結び、輸送時間の短縮、沿道地域の産業や経済、生活や文化の発展に不可欠な道路と認識しているところである。

また、播磨科学公園都市へのアクセスとして、西播磨地域を中心とした経済・文化・交流の発展にも寄与する道路である。

県としては、姫路鳥取線の必要性、重要性を踏まえ、高速ネットワークとして早期に整備するよう、引き続き、西日本高速道路株式会社等に要望してまいりたい。

【参 考】事業の概要

(播磨自動車道)

①山陽自動車道播磨 JCT～播磨新宮 IC (L=12.8km)

平成 15 年 3 月 29 日供用

②播磨新宮 IC～中国自動車道山崎 JCT (L=11.4km)

平成 18 年 3 月に締結された西日本高速道路(株)と(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定において平成 32 年度完成が示され、西日本高速道路(株)により事業が進められており、県としても一日でも早い供用を要望中。

(鳥取自動車道)

③中国自動車道佐用 JCT～岡山県境 (L=9.4km)

平成 22 年 3 月 28 日供用 (下記 2 区間)

〔 佐用 JCT～大原 IC 間 (L=10.9km) 〕

河原 I C ～鳥取 I C 間 (L = 9.7 km)

佐用 J C T 以北については、大原 I C ～西粟倉 I C 間〔岡山県域〕延長 8.8 km を除き全て供用済み。(平成 24 年度供用予定)

・【国道 2 号 (相生～有年間) 拡幅工事の早期完成に向けた国への働きかけ】

国道 2 号の相生市若狭野町鶴亀から赤穂市東有年間については、交通混雑の緩和、交通安全の確保、沿道環境の改善等を図るため、延長約 8.6 km の区間を「相生有年道路」として昭和 60 年度から国が整備を進めている。

平成 21 年 4 月には、相生市若狭野町鶴亀から上松間約 0.4 km が 4 車線で供用を開始した。

平成 22 年度は、相生市若狭野町上松から八洞間、相生市若狭野町若狭野から赤穂市有年原間の用地買収を進めると聞いている。

県としては、今後とも、早期完成が図られるよう国に要望するとともに、事業促進に協力していく。

・【県道竜泉那波線 (西部幹線) 全線の早期完成】

県道竜泉那波線は、国道 2 号竜泉交差点から国道 250 号を結ぶ南北幹線道路であり、相生市内の慢性的な渋滞解消や主要地方道相生宍粟線と一体となり播磨科学公園都市と相生市、赤穂市を連絡する役割を担っている。

本路線の全体延長 2.8 km のうち国道 2 号以南約 1.6 km の区間が供用しており、残る区間についても、平成 16 年度から国庫補助事業として事業着手している。今後も地元協力を得ながら、整備を進める。

・【県道網干たつの線の整備促進】

県道網干たつの線については、真砂工区において真砂橋を含むバイパス延長約 1.5 km を整備しており、平成 22 年度末の供用を目指し、引き続き整備を推進する。

⑤但馬地域

・【北近畿豊岡自動車道の整備促進に向けた国への働きかけ】

北近畿豊岡自動車道については、国により順次整備が進められており、平成 18 年 7 月に春日和田山道路が全線供用した。また、和田山八鹿道路は平成 23 年度の供用を目指し工事が進められるとともに、八鹿日高道路及び日高豊岡南道路については、来年度から用地買収に着手される予定である。さらに、豊岡道路については、平成 20 年 9 月に学識者、地域代表、行政で構成する懇談会で概略ルート帯の推奨案等がとりまとめられたことを踏まえ、概略計画の作成など都市計画手続き着手に向けた準備が進められている。

県としては、必要な財源確保と事業促進を国に強く働きかけるなど、和田山以北の早期完成に向けて引き続き取り組んでいく。

・【鳥取豊岡宮津自動車道の早期整備促進】

鳥取豊岡宮津自動車道については、国道 178 号の整備状況等を踏まえ、緊急性、有効性の高い区間から順次整備を進めており、平成 17 年 3 月には、香住道路 (L=6.2 km) が、平成 20 年 11 月には鳥取県との県境部に位置する東浜居組道路 (L=3.5 km うち兵庫県内 1.9 km) が供用を開始した。

香住道路の西側区間である余部道路 (L=5.3 km) については、平成 22 年 12 月の供用に向けて、トンネル・橋梁等の工事を進めている。

余部道路の西側区間である浜坂道路（L=9.8km）については、平成 21 年 3 月に事業採択され、平成 23 年度からの工事着手に向け、平成 22 年度は用地買収や調査・設計等を進めていく。

・【**円山川右岸道路の整備促進及び豊岡までの北伸**】

円山川右岸道路については、線形不良区間の舞狂地区において整備を進め、平成 20 年 3 月末に完成したところである。これより以北は、町道坂本線（2 車線）を經由し、平成 14 年 10 月に開通した円山川右岸地区ふるさと農道（2 車線）により、豊岡市日高町赤崎で国道 312 号に接続することとなった。また、平成 15 年 9 月には国道 312 号日高南バイパスが開通したことに加え、県道日高竹野線の豊岡市日高町山本地区から奈佐路地区においてバイパス整備を進めていることから、円山川右岸道路の北伸については、今後の交通の動向を見ながら慎重に判断していく必要があると考えている。

【**要望事項**】

7. **総合交通体系等の整備**

(4) **鉄道網の整備**

下記の県内鉄道網の整備について、関係機関と連携し推進されたい。

①**東播磨地域**

- ・ J R 加古川駅への特急列車の停車へ向けた働きかけ
- ・ 山陽本線上り最終電車時刻の繰り下げへ向けた働きかけ

②**北播磨地域**

- ・ J R 加古川線(加古川－谷川間)の増便と高速化(快速電車の導入)への働きかけ
- ・ 神戸電鉄粟生線の利用促進や活性化に向けた働きかけ

③**西播磨地域**

- ・ J R 相生駅に停車する新快速電車（赤穂行き・上郡行き）の延長運行本数の更なる増加及び智頭急行の特急列車の停車へ向けた働きかけ
- ・ J R 赤穂線と新幹線との接続利便性向上へ向けた働きかけ
- ・ J R 姫新線列車増発へ向けた働きかけ

④**但馬地域**

- ・ J R 福知山線、山陰本線の複線化と城崎温泉以西の電化及び利用しやすいダイヤ編成に向けた働きかけ
- ・ J R 山陰本線（福知山～鳥取間）の高速化に向けた働きかけ
- ・ J R 山陰本線余部鉄橋の橋梁架け替えの早期完成に向けた働きかけ
- ・ J R 播但線（姫路～和田山間）の直通運転、同線の電化・高速化に向けた働きかけ

【**回 答**】

(4) **鉄道網等の整備**

①**東播磨地域**

- ・【JR加古川駅への特急列車の停車へ向けた働きかけ】

現在、加古川駅には、特急列車「はまかぜ」が、冬季限定（11月～3月）で、通常列車が1日1往復、臨時列車が1日1往復停車しているところであるが、加古川駅停車本数の増加については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、JR西日本や智頭急行㈱に働きかけていきたい。

- ・【山陽本線上り最終電車時刻の繰り下げへ向けた働きかけ】

加古川駅での山陽本線上り最終発車時刻は23時37分であるが、最終電車時刻の繰り下げについては、需要の動向を勘案しながら、JR西日本に働きかけていきたい。

②北播磨地域

- ・【JR加古川線(加古川～谷川間)の増便と高速化(快速電車の導入)への働きかけ】

JR加古川線は、広域的な路線であるとともに、生活路線として、沿線地域の重要な公共交通であり、平成13年度に電化事業に着手し、平成16年12月に開業した。一方、JR西日本は、地域の輸送需要に見合った便数を確保しており、現在の利用状況では、新たな利便性向上策を講じることは困難としている。

このため、乗車人員の増加を目指し、加古川線等利用促進・沿線地域活性化協議会のもと、駅アクセスの改善、集客イベントなど、地域をあげた賑わいづくりに取り組んでいる。

県としては、これらの取り組みにあわせ、沿線施設の整備動向や利用状況を踏まえながら、快速電車の導入や増便等のダイヤ改善について、JR西日本に働きかけていきたい。

- ・【神戸電鉄粟生線の利用促進や活性化に向けた働きかけ】

神戸電鉄粟生線は、近年利用者数の減少が続いている状況にある。沿線の神戸市、三木市、小野市では、粟生線の活性化に向け平成21年11月に神戸電鉄粟生線活性化協議会を設立し、H22年3月には地域公共交通活性化・再生法で定められた連携計画を策定することとしている。

県としても、この協議会に参画し、粟生線の利用促進や活性化に向けた施策の検討を進めている。

③西播磨地域

- ・【JR相生駅に停車する新快速電車(赤穂行き・上郡行き)の延長及び智頭急行】

新快速電車の延長運行については、平成17年3月のダイヤ改正で、播州赤穂駅へ15本の延伸運行が実現した。また、平成18年3月のダイヤ改正では、その新快速の車両増結が実現するなど、逐次、利便性の向上が図られているところであるが、今後の利用状況を勘案しながらJR西日本に働きかけていきたい。

また、現在相生駅には、智頭急行乗り入れの「スーパーはくと」が冬季限定（11～3月）で、1日に大阪方面2本、鳥取方面2本が停車しているところであるが、相生駅停車本数の増加については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、JR西日本や智頭急行㈱に働きかけていきたい。

- ・【JR赤穂線と新幹線との接続利便性向上へ向けた働きかけ】

相生駅でのJR赤穂線と新幹線の接続時間の短縮については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、JR西日本に働きかけていきたい。

- ・【JR姫新線列車増発へ向けた働きかけ】

J R 姫新線については、平成 22 年 3 月 13 日から、2 年間の試験的な増便運行を開始する。利用促進や沿線の活性化について沿線市町と連携して取り組むとともに、利用状況を勘案しながら、J R による本格的な増便運行の実施に向け働きかけていきたい。

④但馬地域

・【J R 福知山線、山陰本線の複線化と城崎温泉以西の電化および利用しやすいダイヤ編成に向けた働きかけ】

山陰本線・福知山線は、京都・大阪方面と山陰地域を結ぶ幹線鉄道であるとともに、生活路線として沿線地域の重要な公共交通であるが、J R 西日本は、現在の利用実態を踏まえると複線・電化の早期事業化は困難であるとしている。

このため、山陰本線・福知山線の利用者の増加を図るため、鉄道利用意識啓発のためのシンポジウムの開催などに取り組むとともに、利用者ニーズに応じた普通列車の増便や乗り継ぎの改善等について、J R 西日本に働きかけていきたい。

・【J R 山陰本線(福知山～鳥取間)の高速化に向けた働きかけ】

平成 22 年度の余部橋梁架替による安全性・定時性確保の効果を最大限に発揮させるため、平成 21 年度から、沿線市町や J R と共に、駅信号施設の改良や特急「はまかぜ」への新型車両導入による速達性向上等、J R 山陰本線の輸送改善事業に着手している。

・【J R 山陰本線余部鉄橋の橋梁架け替えの早期完成に向けた働きかけ】

平成 22 年秋までに新橋への架け替えを行うべく、円滑な事業進捗を図っている。

・【J R 播但線(姫路～和田山間)の直通運転、同線(寺前～和田山間)の電化・高速化に向けた働きかけ】

J R 播但線は、但馬地域と播磨地域を結ぶ県内南北幹線鉄道として重要な路線であり、平成 10 年 3 月には、姫路～寺前間の電化・高速化整備が完成している。

J R 西日本は、地域の輸送需要に見合った運行を行っており、寺前～和田山間の電化および姫路～和田山間の直通運行は困難であるとしている。

このため、県としては、播但線の利用者の増加を図るため、集客イベントなどに取り組むとともに、利用者ニーズに応じた普通列車の増便や乗り継ぎの改善等について、J R 西日本に働きかけていきたい。

なお、高速化については、平成 21 年度から、沿線市町や J R と共に、駅信号施設の改良や、特急「はまかぜ」への新型車両導入による速達性向上等、J R 播但線の輸送改善事業に着手している。

【要望事項】

8. 安心・安全なまちづくりの推進

- (1) 県民の生命や財産を守るため、水害や土砂災害の発生が危惧される地域については、重点的かつ速やかに災害対策を実施されたい。また、東南海・南海地震など大規模地震の発生が懸念される中、耐震基準を満たさない建物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事にかかる補助の増額など支援策を拡充されたい。自然災害の監視、予測、危険情報の発信など、ソフト面での防災・減災対策についても一層の強化に努められたい。
- (2) 医師の地域偏在や診療科偏在が顕著となる中、県民が安心して診療を受けることができるよう、県医師会のドクターバンク事業への支援、研修医の県職員採用など医師

確保に向けて引き続き取り組まれない。また、臨床研修体制の見直し等を国に働きかけるとともに、医師の勤務環境の改善等を進め、安定した医療体制を構築されたい。

- (3) 県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、交番の増設や警察官のパトロール強化等防犯対策を強化されたい。

【回答】

- (1) 昨年8月の台風9号災害からの早期の復旧・復興を図るため、12月に河川・道路・山林等に関する「復旧・復興計画」を策定し、再度災害防止に向けた総合的な復旧・復興に取り組んでいる。

特に洪水による甚大な被害が発生した佐用川をはじめとした千種川水系では、原形復旧だけでなく改修中区間の上流端（上郡町大枝新）から庵川（佐用町桑野）までの未改修区間及び江川川、幕山川などの延長54.6kmの区間について、河道拡幅等の緊急河道対策を平成25年度までの5箇年で緊急かつ重点的に実施する。

さらに、平成21年度を初年度とする「山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画」を策定し、被災溪流での緊急対策に加え、県下全域を対象に風倒木跡地などの荒廃林地からの土砂・流木対策、災害時要援護者施設の保全対策など、治山ダム・砂防えん堤を重点的に整備していくこととしている。

また、耐震基準を満たさない民間建築物の耐震化を促進するため、住宅や災害時の拠点となる学校、病院、福祉施設の耐震化に重点を置いて耐震診断や耐震改修工事にかかる費用の一部を補助している。平成21年度から、「わが家の耐震改修促進事業」の工事費補助額に最大20万円を加算しており、さらに平成22年度は、実施予定戸数を拡大して、住宅の耐震化を一層促進する予定である。

一方、防災・減災対策では、24時間監視・即応体制や、フェニックス防災システムの活用などにより、災害時初動体制を確保している。

また、防災情報の提供として、情報伝達手段の多様化を図るため、携帯電話のメール機能・ホームページ機能を活用し、県と市町が共同して、県民に直接、気象情報、災害情報、避難情報等を発信する「ひょうご防災ネット」を運用しており、市町を対象とした説明会、研修会を通じて防災ネットへの市町参画を推進するとともに、消防団や自主防災組織等へ普及啓発し、周知、登録を推進している。

さらには、このシステムを活用し、県内在住の外国人県民に向けた外国語に翻訳・定型化された緊急情報の伝達手段である「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」の普及啓発を図っている。

- (2) 医師確保対策としては、県医師会が行うドクターバンク事業に対して支援を実施しているほか、離・退職した女性医師を中心に再就業を支援する再就業支援センターの設置や、後期研修医や後期研修修了医の県採用制度による採用・派遣等、各種施策を総合的に実施して病院勤務医やへき地等勤務医師の確保を図っている。

また、国においては、昨年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009」を踏まえ、地域の医師確保等に早急に対応するため、平成22年度医学部入学定員について、緊急臨時的に増員を認めることとされ、本県でも自治医科大学や兵庫医科大学及び神戸大学で県内のへき地で勤務する医師を養成していたが、新たに鳥取大学や岡山大学の協力を得るなど、入学枠を計7名増やし、養成医師数を9名から16名とする予定である。

しかし、医学部定員増の効果が現れるのは、大学入学8年後（医学部6年、臨床研修2年）であることから、当面は即効性のある医師確保対策と併せ総合的に進めていくこととしている。

このため、医師不足の医療機関に医師を派遣する医療機関に対し、派遣に伴う逸失利益の一部を助成することにより、政策医療を担う医師の派遣を促進し、医師の偏在を解消する「医師派遣緊急促進事業」や、産科医等の処遇を改善し、その確保を図るため、地域でお産を支える産科医等に対し、分娩手当等の支援を行う「産科医等育成・確保支援事業」などの即効性のある事業も引き続き実施し、医師確保対策の充実を図っている。

引き続き、地域・診療科偏在に対応できるよう臨床研修体制の見直し等を国へ提案していくとともに、今後とも、医師不足の解消や医師偏在の是正に一層の取り組みを進めていく。

(3) 交番の設置については、昼夜の人口、世帯数、面積、事件・事故の発生状況等の治安情勢を総合的に勘案して、その必要性について判断している。

交番を増設することは、地域警察官の分散配置により、いわゆる「空き交番」を生じる要因となり得ることから、設置判断には慎重を期しているところであるが、治安情勢の変化などを考慮して、交番の設置が真に必要な所については、増設も行っている。防犯対策としては、現在、犯罪の発生実態に応じたパトロールや駐留警戒による抑止・検挙活動や、地域住民に対する声かけを積極的に行うセーフティコール活動を推進している。また、子ども等の安全対策として、通勤、通学時間帯の警戒力を強化するため、交番を拠点としたパトカーの前進配置や全てのパトカーのパトロール時間を2時間増強するなどにより、県民の安心感の醸成に努めている。

さらに、制服を着用してのコンビニエンスストアへの立ち寄り強化や、子どもの安全対策として登下校時間帯に重点指向したパトロールなど、制服警察官の存在感を示す活動を展開しているほか、交番だより等のミニ広報紙による情報発信活動を通じて、タイムリーな犯罪や事故の情報提供に努めているほか、「子どもの声かけ事案等ハザードマップ」を作成し、子どもを犯罪から守るための活動を強化している。

今後とも、より効果的な地域警察活動の推進に努め、地域住民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に積極的に取り組むこととしている。